

衆議院 第四十回国会

午前十時三十二分開議

委員長 櫻内 義雄君

理事上村千一郎君 理事白井莊一君

理事八木 徹雄君 理事小林 信一君

理事村山 喜一君 理事山中 吾郎君

伊藤 郷一君 小澤佐重喜君

坂田 道太君 田川 誠一君

高橋 英吉君 中村庸一郎君

濱野 清吾君 原田 憲君

松永 東君 松山千恵子君

南 好雄君 杉山元治郎君

前田榮之助君 三木 喜夫君

鈴木 義男君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 長谷川 峻君

文部事務官
宮地
茂君

(大臣官房長)

文部事務官
中等教育
福田繁君

局長)

委員外の出席者

議
員
山
中
吾
郎
君

文部事務官

（初等中等教育
司材務果長）
岩間英太郎君

文部事務官

（初等中等教育）
諸沢 正道君

局教科書課長)

專門員 石井 最君

月十五日

委員井伊誠一君辭任につき、その補

矢として矢尾喜三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

第一類第六号
文教委員會會議錄第

同日
委員矢尾喜三郎君辞任につき、その補欠として井伊誠一君が議長の名指で委員に選任された。

三月十六日
高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に關する臨時措置法案（米田勲君外四名提出、參法第九号）（予）
同月十四日
教育委員公選制復活に關する請願（西村力弥君紹介）（第二四六四号）
神社法制定に關する調査研究の請願外二百五十五件（野田卯一君紹介）（第二六六〇号）
へき地手当指定の期限延長に關する請願外八十件（加藤清二君紹介）（第二六八三号）
小、中学校の教科書無償配布に關する請願外四十三件（牧野寬索君紹介）（第二六九〇号）
（第二六九〇号）
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
義務教育諸学校の教科用圖書の無償に關する法律案（内閣提出第一〇二二号）
義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に關する法律案（山中吾郎君外九名提出、衆法第一三三号）
教科書法案（山中吾郎君外九名提出、衆法第一四号）
衆法第一四号）

昭和三十三年三月十六日

す。
○總内委員長　これより会議を開きます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案、義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案及び教科書法案の各案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。小林信一君。

○小林(信)委員　前回の委員会のときに大事なところで休憩になりましたののでまことに残念でしたが、そのところから引き続いてお尋ねして参ります。

発行会社のあり方について調査会に文部省としては諮問をするというようなお話から、どういふような御意向でなされるか、どういふふうにお聞きしたところ、新しく発行会社として出発するものには認可制を、許可制をとっていきたい、こういうふうなお話でしたが、非常にこれは問題のある点だと考えますので、これについて事前に文部省に十分御考慮を願いたい、と私は思うわけです。その中でも新しく発行会社を作る場合には許可制をとって既得権は認めるという形の方でございいますが、しかし一べんこれが法律化されれば、既得権を持っておるもののもてあっても同じように取り扱われまして、認可制、許可制がとられる以上は、その許可を取り消すという問題も出てくるのではないか、こういうふうにお尋ねしましたら、その通りだ。その場合にどういふわけで取り消されることがあ

あるかと尋ねましたら、局長の方から教科書を作るにふさわしくないものは、これは認可取り消しの形をとらなきゃいけない、それからもう一つ過当競争を避けることが教科書を安くすることである、従つて過当競争の行なわれないようにするためにこの制度を作った方がいい、こういうふうなお話でございまして、ここをさらに承りたく思つたのですが、残念ながら中途で休憩になりました。終わっておりますから、この点からお聞きして参りたいと思ふのですが、局長の言葉をそのまま取り上げて申し上げたいのですが、教科書を作るにふさわしい発行会社、という言われると、どういう条件が考えられておるか、これをお伺いして参りたいと思ひます。

○福田(繁)政府委員 前の委員会におきまして私そういう言葉を使つたかたかもしませんが、要するに私の申し上げましたのは、一般的な問題として、この前のお尋ねの際には、もし認可制度をとつた場合に、認可の取り消しというような行為があるかどうかというところをお尋ねになつたように記憶いたしております。従つてこの行政上の認可あるいは許可という一般的な処分につきましては、一般的に当然に条件にたがつた場合には認可あるいは許可の取り消しということとはあり得るものであるということと申し上げたわけでございます。それに關連いたしましてそのふさわしいというような言葉を使つたと存じますが、そ

すので、慎重に扱う必要があると思つておりますが、教科書会社の基礎が十分かたいかどうかという点、あるいはまた出版業者として信用が十分であるかどうかという点、そして十分な信用あるいは資産その他他点から申しまして信頼できるような企業であるかどうかということが、一口に申しますとふさわしいということになると思いますが、そういう基礎のかたまりつばな会社によって出版が行なわれることが、やはり過当競争をある程度防止することにも役立つと考えますので、そういった点を私は抽象的に申し上げたと思いますが、それは今後のいかなる条件によつてどう措置するかということは、これはやはり重要な問題でございますので、調査会の審議の結論に待ちまして処置いたしたいと思ひます。

○小林信(委員) その最後の調査会の最終の検討に待つということでは結局は終わらなければならぬよう形なんです、ここで私たちの希望するものは、それが将来よい教科書を作るためによいものであればいいけれども、かえつてそれが災いをなすようなものであれば、できるだけ文部省の同意を求めて、この法律がもし施行せられるとするならば十分検討していただくわけですが、この前もよい教科書

作るにふさわしい会社、こういう抽象的な言葉で申されましたが、なるほどその言葉からは何ら疑問は生まれてこないようでありますが、今のお話にもありましたように、信頼できる会社、こういう言葉は非常に問題が出てくると思うのです。というのは、だれによって信頼されるか、時の文部省の信頼を得るだけであって、国民全般から信頼を受けない会社もあることがあると思うのです。そういうふうな場合に、文部省の好みに応じた会社だけが認可されて、思わしくないような会社は何らかの形によって認可取り消しを受けるようなことがあれば、ほんとうのよい教科書が生まれるということにはならないわけなんです。私たちがなぜこの問題を取り上げるかと申しますと、前回大臣がおいでにならなくて、私次官にお伺いしたのですが、大臣の口からもどうも心配の言葉を承ったことがあり、この教科書無償問題をめぐって国定のような方向をたどるのではないかという意向も多分にあるとごまかすので、念を押してお尋ねするわけです。せっかく大臣がおいでになりましたから、あらためてお伺いいたしますが、大臣はこの前こういうことをおっしゃっておるのです。指導要領というものを大臣は出すことができる。さらに岩手県の学力テストの問題についても大臣はそういう発言をなされました。学校教育法第二十条によつて私は教育にできるだけ介入する、それが私の責任であるというふうなことをおっしゃっておるわけなんです。大臣は学校教育法二十条に非常に強く関心を持っておいでになるために、この教科書の問題につきましても、

現在指導要領を作ることが私の責任である以上は、自分の考えに基づいて、教科書が発行されておる、その発行された教科書というものは私の権限の中で検定を受けておる。してみれば、すでにこれは国定教科書とも言える。国定教科書にするかしないかというように点で質問をしておいたのに対して答弁ですが、そのときに、国定教科書にする必要はない、こういうふうな意図であつたのか、あるいは指導要領を作るのが大臣の権限である、検定をその点で大臣がするのだから国定教科書も同じだ、だから国定教科書にしてもいいのだ、そのいずれか私は明白にすることができなかったわけですが、あの点等から考えれば、認可制をとるといふふうなことから、教科書に国定というはっきりしたものを持ち出さなくともなお一そうそういう傾向をたどるおそれが私はあるのじゃないか、こういうふうなふうに思ふわけだ。この認可制はまだ出されておらない、文部省の腹だけの問題ですが、認可制をとることによってそういう形にいくおそれがある。大臣も国定に対してはきわめて簡単な考えを持っておいでになる。簡単にいうのか慎重というのか、そこらはわかりませんが、持っておいでになる。この際、大臣としては教科書に對してどういふ考えを持っておるか、お伺いしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 国定になるおそれがあるということ、特に日教組あたりが盛んに言っておるようですけれども、私はそんなことを考えたことはございませぬ。きわめて簡単に考えております。簡単に申し上げることは、毎度申し上げることですけれども、文部大臣という立場、文部省という立場は、すべて憲法以下の法令に基づいて、教科書であれ何であれ忠実に実行する、こういう立場が最も民主的な立場であらうと思ひます。その意味で、今小林さん御指摘の学校教育法第二十条、すなわち、文部大臣が小中学校、高等学校等における教科に関するところをつかさどる、教科に関するところを文部大臣が定めるといふ権限と責任を負わされている。そのことがもつと具体性を持って現われれば、これまた御指摘のように学習指導要領というものを定めるということになつておる。学習指導要領が小中学校の教科書について、各教科書ごとに、各学年ごとに何を教へねばならないかということとを相当詳しく定めておられます。この定めるにつきましても、文部大臣という立場の者の個人的好みを入れる余地はむろんなない、もう客観的にあらゆる専門の方々の衆知を集めたものが学習指導要領となつて現われて、それに基づいて学校教育法の第二十一条に規定します教科書の検定ということをやらねばならぬし、また、権限を与えられておる。その検定をしますときでも検定委員がおりまして、何も文部省の役人がみずからやるのではない。文部大臣がみずからやるのではない。専門家がたゞして学習指導要領に合致しておるかどうかというのを基準として検定すべきかといふことを実質的に定める、こういう制度でございまして、その通りに忠実にやられていくという意味においてきわめて簡単なものだと思ひ思ひしております。それは全国的立場において客観性のある教科に関するものを定め、学習指導要領に基づいてそれが定め

まり、それにまた根拠を置いて検定が行なわれるという一連の法律上の制度に基づいて忠実に実行されるという意味で、簡単にあり、また、国民的立場の気持ちでそれに現われているという意味合いのことをこの前から申し上げたつもりであります。今もむろんその思ひ通りです。これは私がそう思うのではない。学校教育法等の法律制度がその命令に即してあります。法令上の命令に即しては権限に基づいてその通りにやる、それ以外のことをやるうとは何人も思ひ思ひない、この御理解をいただいて万間違ひないと思ひ思ひしております。

○小林(信)委員 大臣のこれをおっしゃる場合の気持ちというものは、私も十分わかるわけなんです。従つて、法律を忠実に検討していく場合、もう一つは、良識をもつて進む場合には問題ないわけなんです。しかし、そこに必ずしも完全な人間ばかしが存在するとは限らぬというわけで、そうした大臣の権限を一方に認めると同時に、大臣に偏した考えがあるような場合をおもんばかつて、やはり法律にはこれに對するものが備わつておると私は思ふわけなんです。というのは、教科書を発行する場合に、検定は受けるけれども、自由な立場で発行させるところに大臣のそうした権限を認める意味があると思ふのです。さらに、その教科書を、検定は受けておるけれども、また、たくさんなものの中からその地域あるいは教師の指導計画というものの一つとして採択するという一つの権限と申しますか、そういうふうなものを与えることによつて私はほんとうに完全な教育行政が行なわれると思ふわけなんです。完全に大臣の思考するものには間違ひないということもなすけず。しかし、そこに政治的な介入があつてはならない、これは基本法にも明示してあるところでございます。それにとつて教科書の発行も検定は受けるけれども、そういう政治的な圧力を受けられないような形にしておくことが最もよい教育行政をなされることだと思ふのであります。従つて、発行会社に対して認可制をとるといふようなことは、大臣のその権限を忠実に施行させる意味からしても絶対にしてはならない。自由に発行して、検定というものが受けられるようにしなければいけない。検定もし、さらに発行会社に対して認可制をとるといふようなことになると、その場合には非常に片寄つた教育行政、政治的な介入のなされる教育行政が行なわれぬとも限らない。こういう立場から、私は文部省が今検討しております発行会社に対して認可制をとるといふ問題で非常な憂慮を感じておるものでございます。従つて、何ゆゑ認可制をとるかということについて実は伺つておるわけなんです。認可制の強化というふうなことになるかと、今世間が言つておりますように、今度の教科書無償の法律の中で教科書を国定化する傾向を持つたのじゃないかということ、これが偶然一致するわけでございますので、私は何ゆゑ認可制をとるかということについて、実はお伺いしておるわけなんです。

○荒木国務大臣 けさ新聞を見ております。上原専祿氏が参議院の予算委員会で公述人として、何かしら国定化せられるおそれがある、無償そのものは非常にけっこうだけれども、国定

可制をとるのだ、こう言いますが、一応こういう形をとった以上は、既得権を持つておるものには適用されないかもしらぬけれども、一応認可制をとった以上は、その後において妥当でない会社があるとすれば、これには認可取り消しの措置が行なわれるかということ、実は前の委員会が局長にお伺いしたわけなんです、が、そうしたら、そういうことがあり得るという御答弁で

ありましたので、そうすると既得権を持つておるものにも、やがては適用されるということになるわけです。そうしてみると、従来よりも発行会社に対して非常に制約を加えるという形になりますので、実はこの問題をさらに深めて御質問を申し上げておるわけです。そこで先ほど私は大臣にお話ししてあるわけなんですが、大臣に権限が持たされておる。その権限が、政治的に中立な教育行政が行なわれるためには、発行会社というふうなものが制約を受けない形でもって、検定という制約は受けても、その他には制肘を受けない形でもってあることが、私は大臣の権限を十分に發揮できるものだという考えて申し上げておるわけなんです。その場合、過当競争が行なわれて云々ということを言われますが、一面にはそういうことがあるかもしれませぬ。しかし、今までもそういう点につ

いてはこの委員会でも問題になったわけですが、たとえば音楽のような特殊な教科書を出すような会社というものは、あらゆる教科書を専業にする会社などよりもかえって優秀な教科書を作る場合が私はあり得ると思うのです。

そういう特別な技能的な問題とが特殊な教科に対しては、あり得ると思うの

です。こういう会社は資本力は小さいかもしれない。しかし、そういう特殊な技能の問題については、優秀な教科書を作ることがあると思うのです。だから、資本力が大きいから優秀な教科書会社だとは私は言えないと思う。そういう例外もあるわけです。そういう例外を認めるためには、こまかい会社がたくさんあるということは、過当競争を招いて、あるいは混乱を来して、不正な採択等が行なわれる原因をなすものだというふうにお考えになるかもしれない。これは非常に重大な問題だと思ふのです。かえってあらゆる教科書を出していくというふうなほんとうに商売をやっておるところと、じかに研究をしておるところというふうなものと、どっちの方がよい教科書を作るかといへば、私は今のような教科書がない場合も多いと思うのです。こんな一つの例を考えても、教科書会社は、検定を受けるという制約のある以上、認可制等とはらずに、自由な発行を許すことの方が私はいいと思うのです。そういう点から、認可制はこの際とらないう方がよい。それから先ほど大臣がおっしゃったように、従来百何社があったものが今八十六社に縮小されたという事は、これは採択をする場合どんな過当競争あるいは不正行為が行なわれるきょうの段階でありまして、やはり教師にもあるいは教育委員会にも良識があつて、そして父兄もこれを常に見ておるといふふうな大ぜいの検討というものが加えられるために、だんだん思わしくない会社は自然に淘汰されていく。その自然に淘汰されてよい会社が残るという方向をわれわれは期待して、認可制というふうな、制

度の上で縮小するとか、あるいはよいものを残すようにというふうなそういう方法をとらない方がいい、こういう考えで、この認可制の問題については諮問をするようなことは避けてほしい、こういう点から、私は前の委員会、さらにきょうの委員会にもこの問題について質問を続けてきたようなわけですが、このことについてな大臣から納得できる御説明がいただければ幸いと思ひます。

そこで次にお伺いしたいのは、この問題とも関連しますし、次に御質問申し上げようと思う採択という問題にも関連するのですが、教科書採択について非常に不正が行なわれておる。いかかわしい問題がたくさん出て、公取の方からも文部省に対していろいろな意見が出されておる。この不正の問題、これは重要な問題だと思ふのですが、どうしてそれが起きるのか、それは一番どこに起因するの、それを除去するに当てあるかという点について、お伺いして参りたいと思ひます。

○荒木国務大臣 初めの御意見なり御質問を兼ねての御発言でございますが、発行会社のあり方あるいは認可の是非等につきましては小林さんのような議論があり得る、そういうことも予想として、調査会でもって客観的な立場から十分御議論を願つて結論を出したい、そういう気持ちを先刻申し上げたわけでありませう。現在の教科書の発行に関する臨時措置法の建前は、今どうしようという考えはございません。すなわち展示会をや、そしてどうい

教科書ができておるか、たくさんさんのものがあるがどれがよからうという、教育委員会における任意選択の選択権といふものをどうしようと思つておりません。従つて今御指摘のような、認可することによつて展示会もできなければ、選択の余地もなくなるなどということとはあり得ないことだと存じております。さらにまた、もし教科書無償をやらないとなれば、教科書に関する法律、制度は現行のままでもよろしいと思ひますが、先刻申し上げたように、過当競争の原因の一つでもあらうから認可したらどうだらうかという事柄と、いやしくも、今すぐ全部やるとすれば百五十億くらいかかると推定されるわけですが、平年度になりましても百億をちょっと上回ると推定される、それだけの国民の血税をつぎ込んで児童生徒に教科書が無償で与えるということそのことは、別の面から申し上げますと、貴重な国民の血税を有効に適切に使わねばならない要請が当然あるわけでございます。そういう見地から見た場合、完全に自由企業だといふふうな今のままの姿で、それだけの血税をつぎ込むということまで持つていってよろしいだらうか、他の類似の例を考へましても、そういう場合は必ずその企業体それ自体について、たとへば会計検査院が国民にかつて監査の目を向けるとか、大蔵省も関心を持つて目を向けるかといふふうなことも通常なされておることだと思ひますが、それが完全な自由企業では、おのずからそういう国民にかつての監査の方法ができる限度がある。そこでその認可にかからせることによつて、そこに合理性を発見するといふ、純事務

的と申しますか、そういう必要性から認可などということが一応考えられる課題だと思ひます。しかしそれらも含めまして調査会で十分御検討いただき、こういう建前でありませうことを申し上げさせていただきます。

それからなお御発言の中に、音楽の教科書等については、規模は小さいけれども、非常に専門的な図書出版技術が身につけていて、規模だけ大きくて内容の悪いものよりもかえつていいじゃないかといふような意味のお話がありました。私もそう思ひます。聞きますと、音楽の教科書については全音譜とか略称されておりますが、比較的小さい会社がほとんど大部分のものを引き受けて今発行しておるようでありませう。そういうものをどうしようといふのが具体的に目標でも何でもないので、値段の割にいいものが採択されることこそ望む焦点でございますので、そういうものを目ざして、小さいがゆえにどうしようといふような意図は全然考へていない。認可といふことをかりにやりました、そのことからさういふ実力のある、実質的に力のある会社がおミットされるというふうなことはあるべからざること、そういう常識をもつて臨んでおるのであります。

も選ばないといふような気持ちにかり立てられたとかいふことも相当の原因の一つになつておるうかと思ふのであります。が、いずれにしましても教科書会社それ自体の実力と信用度がまず確立することが必要であり、採択する側が何かしらんつけ届け等で自分の公正な判断を誤らないような心がまえが第二でございます。うし、その他連想すればいろいろございませうが、補足的には政府委員から申し添えさせていただきます。

それからなお過当競争の原因、いまわしい事件とか起る原因は何だといふことは、逐一具体的に申し上げかねますけれども、必要ならば政府委員から補足して説明してもらひますが、あまりに雨後のタケノコのごとく、健全ならざるものが教科書を発行して、行く行くは採択されたらもうけてやりましたやうなものであるが、おつて、そのために採択されるまでは手段

○福田(警)政府委員 大臣からたゞいま申し上げた通りでございますが、特に補足することもございませうが、過当競争のいろいろ行なわれます実態を調べてみますと、会社のいろいろ新しく検定を受けた教科書の売り込みと申しますか、そういうことが原因になつておるようでございます。従つて会社教科書を発行した場合に、やはり実績をある程度確保するといふ考えからいろいろ宣伝をいたします。その間に場合によりましては不当な問題を起すこと、それが往々ありがちでございます。それからまた現在教科書の種類は非常に多量に上つておる。そういう点から申しまして、今のような検定は一定の基準に達しておればこれは文部大臣としては検定をいたします。その検定をされた教科書の種類につきましても相当たくさんあるわけでございます。従つてこれは使用者側から考へますと、やたら新しくいい教科書も出て参りますけれども、大体同じような教科書といふものが何種類も出まして、それによつて非常に会社間に競争が行なわれるといふことは、使用者側から考へますとあるいは

迷惑な場合もございます。そういう点、いろいろ実際の問題としてはあるわけでございます。そういった点がやはり今後の過当競争を防止する上について研究しなければならぬ点ではないかと考えておるわけでございます。

○小林(信)委員 認可制の問題でまた元へ帰るようなことになりましたが、大臣のおっしゃっておる国民の血税を、百億以上になるような金を使って教科書無償をやるのだ。その場合に今のようない問題が起ることはまことに好ましくないことであって、そのためには認可制というふうなものをとって、もっと合理的な措置をして血税を有効に使いたいのだ、こういうふうなお話がありますが、それも一つの考えかも知れませんが、そのためにかえって、ある場合には今の荒木文部大臣の時代だと私申しませんが、政治的な介入が教育の中に入る機会を作るようなことをして、そして国民の血税を合理的に使ったというふうなことになるは大へんだ。できるだけ何らかのほかの方法で国民の血税が有効に使われるようにするという考慮はすべきであるけれども、発行会社を国家権力である程度制約できるというふうな措置をとっておくということは、かえって国民の血税を使いながら教育の中に政治権力の干渉を行なうというふうな、そういう素因を作ったこれは大へんだ。かえって私は大臣と逆の考えを持っておるわけで、認可制の問題は慎重に考えなければならぬ、こう思うわけでございます。

それから教科書問題で不正が行なわれることについて、あくまでもたくなな会社があるために過当競争が行なわれる、そのためにこういう問題が出てくるのだというふうに一がいにお考へになつておるようでございますが、もっと教科書の採択の問題とか、あるいは先ほども展示会あるいは教科書研究というふうなことにしてもお触れになりましたが、そういう問題が健全に行なわれておらないところにも私は教科書の不正事件というものが起きてくるようにも考えられるわけでありまして、認可制の方へ持っていきたいがために、むやみに会社がたぐさんあるから不当な競争が行なわれて、いかにわしい事件が多くなるのだというふうないちずみ考へておられることは、行政上どうかと思つておるわけでござい

ます。

そこでこの際局長にお願いしたいのですが、八十六社のあり方というものをこの際私たちも知っておきたいと思うのですが、八十六社は、商売上そういうことが一般に公示されることは問題になる点もあるかも知れませんが、できるだけ八十六社の名前とこの発行部数とか——できるならばですよ、それから発行しておる教科書の種類、そういうふうなものを一覧表にして見せてもらいたいと思うのですが、それができるかどうか。

そこで私は、私の考えとして申し上げたいのは、たぐさんな会社という問題は、これは今までの経緯からしても順次縮小されてきておる、整理されてきておるというふうな点から見ても、今後教科書行政というものが妥当に行なわれるならば、ただもうけようというふうな会社というものはだんだん整理されて、よい教科書を良心的に発行する会社というものが残っていくとい

うように考えられるわけで、その一つとして、今の採択の方法ですが、これは教育委員会に権限というものは与えられておりますが、教育委員会にまかしておるために、そして自由採択よりも統一採択を希望するというふうな形から私は不正事件が多くなつていくのじゃないか。また逆に教科書というものは教師に選ばせることが最も妥当だ、こういう考えがありますが、その教師にまかせるといふと、個々の教師を買収するとか響応するとかいう形で一そう混乱が起るというふうな、そういう見解を持ちますが、やはり結局は、教師が子供を教育するわけでございまして、その子供と子供の環境というものを十分検討し、その上で教育計画をしていくのが教師でございまして、それに沿つた適当な教科書を選ぶという良識を養い、そういうふうな点にいろいろな研究機関も設けたり、展示会を有効にするとかいう措置をしていけば、私はかえつて教科書の不正という問題はなくなつてくるのじゃないか、こう思うわけですが、教育委員会に採択権をまかせるといふ問題、教師に採択権をまかせるといふ問題、これについて、今の教科書不正問題とからんで御見解を承りたいと思つた。

○福田(繁)政府委員 ただいまの、前段の問題についてお答え申し上げます。発行会社のリストその他につきましては、御要求に従いたいと思つておりますが、やはり会社の営業上の秘密と申します事項は、私の方としては差し上げにくいと思つたが、その点はお許しを願いたいと思つた。

それから、今の統一採択の問題に關

連いたす事柄でございますが、現在は、大体全国の町村を見ましても、約八〇〇程度の市町村が統一採択を行なつておる。それからまた学校数にいたしまして、やはり七〇〇以上、七五〇くらいになりますか、それくらいの学校が統一採択を行なつておるようでございます。その統一採択を行なうにつきますと、いろいろやはり必要性があるわけでございまして。現在、御指摘のように採択権は教育委員会にあるわけでございしますが、実際の教科書の研究なり、あるいは教科書の事実上の選定について、いろいろ学校側として意見を申し出たり、あるいはそういう選定行為を行なうというふうなことは、これは実際に委員会を設けたり、あるいは学校側の希望として出てくるような仕組みになつておるわけでござい

ます。従つて、はたしてどういふ教科書がいいかということにつきましては、これは絶えず十分研究いたしまして、いい教科書を選定するということが肝要でございます。それからまた今まで文部省として、教科書センターあるいは教科書研究事業に対しまして相当力を入れて参りましたのは、そういう趣旨でございます。だからこの教科書の選定が十分に行なわれれば、各教師あるいは学校に採択権を持たせてもいいのではなからうかというふうな御意見のように伺つたのでござい

ます。が、これはやはり先ほど申しましたように、現在相当の市町村が統一採択を行なつております理由は、これは使用者側からくるわけでございまして、私どもの現在の考えといたしましては、たぐさんの種類のござい、ます教科書を、個々の学校があれこれ違つた教科

書を選定し採択することになり

ますと、これは義務教育でございますから、他の学校に転校するというようなときには、直ちにその子供に非常な不便をかけるわけでござい

ます。またいろいろな点から申しまして、非常に違つたものをたくさん使うということは、その管内の教育の、いろいろの場合におきましても困るわけでござい

ます。従つて、ある程度まとまつた統一採択をするというところの方が、より実情に即するところから出て参つておるのであります。従つて私は、先ほど小林委員の御指摘になりました、いろいろ不正問題との関連でござい

ますが、それは無関係だとは思

いませんけれども、ただ選定権がどこにあるかということによつて、それが非常に変わつてくるというふうには考へていないのでござい

ます。無関係ではございせんが、やはりその問題は、別に根本的な問題として防止の方法を講じなければならぬのじゃないか、こういうふうにかへるわけでござい

ます。

いうふうなものを強化して参りますと、今の文部省のお役人さんや、今の大臣がおいでになるときはいいかもしれませんが、いつかの時代、今度はそういう大企業家として政治家との間にいろいろ不正問題が起きてきて、教科書問題はこれを根本的に検討し直さなければならぬというような時代が、私はくるような気がいたします。そういう心配があれば、小さい芽の出ているときからこれを取り除いていかなければいけないわけで、そういう意味で私は申し上げているわけですが、今のようなお考えでおりますと、そういう方向にならざるを得ないと思うのです。

まず第一番に申し上げたいのは、教育委員会に教科書の採択権があるという問題。文部省はそういうふうにかたうお考えになるし、またそれを強行しておるようでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の二十三条六項の規定では、「教科書その他の教材の取扱に關するは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の二十三条六項の規定では、」とありますが、必ずしも採択権がそこにあるというふうには明確にされておらないけれども、そういうふうにして解釈して教育委員会にまかせておるのであるが、教育委員会というものの性格を検討してみれば、どうしてもこういう不正事件というものが行なわれる方向をたどる以外にないわけですよ。それに加えて統一採択をさせる、こういう方向をとっているわけですよ。その統一採択の問題が、今の局長の御答弁からすれば、子供が転校したような場合に、地域内で転校するならばいいけれども、他所へ出るような場合にはどうのこうのというようなお話があったので

すが、転校した場合に、教科書が支給されておるかどうかというところ、転校したような場合に、なかなか教科書が手に入らない今の状況です。そういうふうなこまかいことを取り上げて統一採択をさせ、そして教育委員会に権限を持たせることを強制している。これは、教科書の不正問題を助長させる以外にないと思うのですよ。私は、教科書に対してきわめて見解のない教育委員会にまかせるといふようなことのないのが、教育上からも、こういう不正の問題をなくす上からも非常に大切であつて、この際やはり教師に採択権というものを持たせるようにしなければいけない。教師にもっと教科書選択の責任を考へさせるということが、教育の効果を上げることであり、不正の問題をなくすもとだと私は思うのです。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、大臣が先ほどもおっしゃるやうに、学校教育法二十条に従つて、教育に積極的に入入するのだという御意見は、私はまことに敬意を表するものでありますが、それだけに、おれに間違いがあつた場合には、どこで教育の中立性を保持するかという問題は、私は当然考へなければいけないと思う。そういう強硬な態度というのか、強い信念に立つてば立つほど、もしおれに間違いがあつた場合には、どこで食い止めるか。それは、やはり先ほどの教科書発行会社に対するところの問題であり、もう一つは、その教科書を採択するときの問題になつてくると思うのです。それについて教師の自由な立場で教科書を採択するといふことが、私は最も問題を残さない、教育を最も妥当なものにする大事な点だと思ふのですが、

この点について大臣にもう一ぺん教師の採択権という問題についてお伺いしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 私には教科書の採択の關係は現行法通りがいいと思ひます。と申しますのは、私の理解によれば、繰り返して申し上げますが、教科書はすでにして、今も御指摘になつたやうに、学校教育法二十条、二十一条等に根拠を置いて、その内容を文部大臣とこの立場で国民に責任を負ひ、また決定そのものの当否につきましても、文部大臣という立場で国民に責任を負ひ、そういう建前でできておるわけであつて、そういう建前でできておるわけであつて、その末端——教育行政的には市町村の教育委員会が採択権限を持ち、統一採択をするといふやうなやり方で今日できております。これはあくまでも国民ないしはその住民に対して、採択の結果について責任を負う。教育行政の体系上からいつても、また仕事そのものが教育活動それ自体でない、検定を受けたものを使ふねばならぬ、それであればどれでも使える、その中から選定するといふだけのことで、それから、純粹の教育活動それ自体にあらずして、教育行政の一部だと思ひます。そういうことからいって、先生方の教える側に立つての意見を聞くことは当然あり得ることと思ひますが、その結果の採択の当否については、教育委員会という教育行政機關が住民に責任を負ふという責任態度をきちんとするといふことが私は重大であらうと思ひます。そういう趣旨からいきまして、現行法の建前の方が妥當である、かように考へるわけでありまして、私の信念だけで主観的な考へだけを申し上げることには、繰り返して申し上げ

げますように、今の教育行政の立て方がそうなつておるから、またそれが適法だと思はれるから、それに従つて従順に、忠実にその職務権限を行なう、こういうことにとどまるわけであつて、ですから、単に私に専属した信念的なものではない、だれが文部大臣になろうとも、法治国においては当然私の申し上げるやうなことをなすべきだ、こういう考へ方でおるということをお願い添へさせていただきます。

○小林(信)委員 それは大臣の責任態勢という問題からだけですか、教育といふものは常に発展をさせなければいけない問題だと思ふのです。そうして、その教育といふものは、形が無難に作られればよいといふことでなく、常に内容を充実させなければならぬ問題だと思ふのです。そういう点から考へれば、どうしても私は教育委員会にまかせておつたのではよい教科書が生まれてこない、こう思ふのです。大臣のお考へになつておる常によい教科書を作るようにするといふ問題についての考へもお伺いしたいのですが、それにはやはり扱う教師といふものが希望し、期待する、これが最もよい教科書を作るもとである。そこに教育の発展といふものがあると思ふのです。ただ、教育行政の機構といふものが無難に、責任態度といふものが確立されておればよい、というだけで済まされたいのが教育行政だと思ふのです。そこで私の申し上げたいところを言うわけですが、たとえば岩手県のある学力テストの問題につきましても、私は現地を調査して、地方行政と一緒にそのことについての委員会が持たれておるときに、実は大臣にそ

の点をお聞きしたかったので、必ずしもあそこ教師が日教組の指令に従つて拒否闘争をやつたのだといふことで済まされたいものがあると思ふ。やはり大臣は大臣としての考へでもって教育行政を行なうけれども、それに對して末端の教師が忠実に教育を行なつていくといふときには、あるいは大臣に對して見解の異なるものが生まれてくるかもしれない場合に、自分たちの考へに對して正しい指導があり、あるいはその意見に對して聞き入れられる、あるいは是正するといふやうなものにとられるところに、教育問題といふものは混乱が起きずに、逆に教育が發展をされていく形があると思ふのです。またその教師が上の方から出てくるものを、ただすなおに受け取つておるだけでは、ほんとうの教育といふものは成り立たないと思ふのです。そこに自分の考へと異なるものがあり、あるいは批判があるやうな場合には、それを出していくところに教師の忠実な教育に對する責任といふものが果たされていくと思ふのです。たまたま岩手県の問題は、私が現地を視察した中で、ただ大臣が言うやうに、日教組の指令に従つて動いたんだから、すべてこれは取り締まりの対象になるべきものであつて、何らこれに對して意見を聞くとか、あるいはこれに對して考へを述べるとかといふことは、必要ないといふふうに取り扱われてしまつたのですが、私たちの接した中には、教師としてのほんとうの良識の中から、これに對して理解のいかなない点を持つておるといふ人たちがあつたと思ふのです。そういう人たちの意見といふものが、どこかでもって取り入れられる、

あるいはこれに対して大臣が答えなければならぬというような、そういう形というものは私はいつでも保持するところが教育行政上の発展になると思う。従って教科書の問題も、もし検定とかあるいは今の認可制という問題が実施されてきて、教科書発行会社も文部大臣に迎合せんがために、教師の好まない、教師の理解のいかない教科書が出たような場合は、これに満足してその教科書を採択していくのではなく、自分たちの意向というものを十分にそこに述べることができ、何らかの意思表示ができるような形をとっていくところに、最も正しい教育が行なわれている、こういうふうな考えをわけです。

その教師を無視して、ただ教育委員会にまかしておくというだけでは、確かに機構の上では無難なものが行なわれるかもしれないが、いささかも教育というものは発展していかないと、こう思うのです。

そこで今の展示会とかあるいは教科書研究、こういうふうなものが形の上では行なわれておりますが、文部省というものはこれにほんとうに満足しておられるかどうか伺いたいと思うのです。

○荒木国務大臣 展示会は満足に行なわれておるかどうか、一々の具体的事象をとらえて申し上げるものを今持ち合せませんけれども、おおむね展示会のやり方によって、いかなる教科書が検定されたかを知り、その内容も見て選定するチャンスには活用されておると存じております。

それからなお教師の意見が反映されなければならぬという御趣旨のお話がありました、もちろん私はそうあら

ねばならぬと思います。私が日教組をかれこれ申し上げるのは、毎度申し上げておりますように、本来自分たちの経済条件の改善のための制度として労働三法の趣旨、憲法にさかのぼっている憲法の趣旨に基づいて認められておる集団の行動権を乱用しておるからおかしいじゃないかといっておるのではありません。あくまでも自分の月給のこ

とや勤務時間のことについて、それぞれの教育委員会と交渉することができ、その限度内で堂々とやればよいのですけれども、一種の政治団体化して、政治課題をとらえて政党そのものの行動をし、しかも鉄の団結の威力のもとに、不本意にも大多数の教職員を不当な行為、あるいは違法な行為にかり立てておる。その根本の誤りを反省してもらいたいと私は言っておるのではありません。従って、本来の法律に定められた職員団体としての行動範囲を厳に守ってもらいたいということにすぎないのではありません。それと同時に、教師一人々々は、学習指導そのもの、教壇に立って生徒に教えるそのことを通じて、あるいは教科書はもったことな

ふうなものであつてほしい、あるいは教育施設、設備もこんなふうであつてほしいなどという、教育条件の改善なり、教育活動それ自体につきまして意見があるかと思ひます。都道府県、市町村内における条例等によって改善されるところは、直接話す機会もございましょう。しかし、それととも教育委員会がその話を受けて、そして各自治体の執行部と話をし、予算措置を講じ、条例の改正をする等の努力をして、改善していく。それでできないで、法律の改正あるいは政令、省令の改

正、あるいは国の予算の増額、改善等に待たなければならぬことは、それぞれの教育委員会を通じて文部省に申達されて、文部省は謙虚にその建設的な意見を聞きながら改善の努力をする。そういうところから教科書もよくなつていくであらうし、教育内容も、教育条件も改善されていくであらうというところを文部省としては期待しておるわけでありませう。それは、あくまでも日教組という、本来みずから生ずるところの労働組合運動の現われとして出てくるものにあらずして、本来の教師たる立場に立った教育行政、制度を通じて合理的に、そしてたくましく意思が表明されるところに改善の機縁が生まれるものでありまして、ただ赤旗を打ち振つてわいはい騒いで、そうしていい気になつておる政治団体みたやうなふりをするとおるということによつては、断じて改善のチャンスは生まれません。できることならば、教師の一人一人が手紙を出してでも私を啓蒙していただきたいと思ひますが、事実上それは不可能でありますから、そのことは教育行政の組織を通じてちゃんとそれができるようにできておるのだから、まともなルートを通じて堂々と白昼公然と意見を發表していただき、改善に資していただきたい、かように思つておることを申し添えます。

○小林(信)委員 大臣と日教組についての談話を始めますと、大臣も非常に得意になつて、そのためにかえつて教育の実際問題を忘れるし、あるいはそのために実際のこの国会で幾多問題になつておることが忘れられてきたやうな感じが私はするのです。今またこの日教組の問題を論議していけば、お互い

に主張する立場がありますので、私は努めて避けているわけなんです。だから、今の問題も、私は日教組に就いてはわけじゃない。ただ大臣が、岩手県なんかの問題も、ただ日教組という問題だけで終始するから、ほんとうの下の方に起きた問題がおわかりにならない。従つて、岩手県の問題は、大臣としては満足な処理がされておるやうに考えるかもしれないけれども、教師の一人々々の中には非常に疑問が残つておると思うのです。そういう点を、私は今後なるべく実際問題から考へて、はたして大臣の考えが妥当であるかといふところへ進みたてて、実は大臣今得々とおっしゃつたのですが、そういう問題はまたいずれかの機会にしたいと思ふのです。たとえば岩手県の問題にしましても、実際あそこ教師たちの率直な声を聞きますと、非常に僻地が多い、学科担任も、中学校において満足な学科担任がとられておらない。しかも英語は任意の科目であるがために、十分な教師の配置がない。しかも、英語が学力テストの中に出てくるというところは、岩手県としては、そのために必ず教師の批判というものが行なわれる、あるいは世間から岩手県そのものの学力の批判が行なわれるというやうな点から考へれば、英語の学力テストは避けたらどうかというやうな意見が出ておるの、必ずしも日教組の指令に従つた岩手県の先生方の行動とは思えないものがあるのです。ほんとうにその地域の実情から考へ、そうして学力テストに対峙するところの真剣な考へから出てきておると思うのです。私は一言大臣に言いたかつたのですが、岩手県の先生たちを通じての一

貫した言葉は、学力テストはやらなければならぬだろう。とにかくこれはやることはいいいのだ。ああいうふうな問題がこじれてきてからですよ。とにかくお互いが、県教委も先生方も何とかやるように努力しようじゃないか。それにはお互いが譲歩して、そうして一応岩手県でも学力テストをやつたというところにはしようじゃないかというように、最後の両者の切実な声が出てきたということを私は聞いたわけですが、文部省においてもそういうことはつかんでおられるはずなんです。そういう中には、ほんとうに大臣として、ただ日教組の問題だということでもって弄り去ることのできない行政者としての大事な責任問題があると思ふのです。私はそういう点があるべくこれから大臣の耳に入るやうにお願いをしていきたいと思つておるわけなんです。

そこで教育委員会の問題ですが、大臣のおっしゃるところでは、教育委員会というものがすでに完全なものといふやうにお考へになつておりますが、私は教育委員会は必ずしも完全な状態にはないと思ふのです。岩手県の例をとつてみても、教育委員会に先生たちが学力テストの問題で意見を述べた参りまして返答を求めても、返答できないやうな教育委員会がたくさんあるわけなんです。やはり教師の方が実際の責任を負つておる立場から、深刻に問題を考へるけれども、教育委員会の行政者としての立場では、検討ができておらなければ答へることができない。それを今度は文部省あるいは県というやうな立場からやれやれというやうに強圧的に出てくれば、教師の質問する

ことも理解のいかないところもそのまま葬り去られて実施されるというような場合には、教師としてはただそのまゝに従っていいか、教師はこの際どういう態度をとらなければいかぬかというような深刻な悩みを持ってきたということを私は聞きまして、実際他府県の教育委員会におきましても、学力テストの問題でなくて、その他の一般教育行政の中で、ほんとうに納得させ、理解させ、そうして教育行政を行なう力が今のところあるかということをお大臣にも考えていただかなければならぬと思うのです。教育委員会は必ず政党意識を持ってはいけないというようなことがあの法案を審議するときには十分検討されたはずなんです、今堂々と政党内閣におられる人たちが、二人以上どころじゃない、三人も四人も入っている。そして任命制になりまして、市長なり町長なり、そういう者の意図に従って教育行政が行なわれておって、ほんとうに自主的なものを持っておられない教育委員会が、たくさん出ておると思うんです。それから教育長におきましては、これはおそらく文部大臣にもそういう声は聞こえてきておると思いますが、待遇がきわめて悪いわけなんです。そういう中で教育長が、先生をやったその余生で教育長をやりますよ、あるいは市長なり町長なりの権力を保持するといふような立場でやっておられる教育長さんもある。そういう人たちが、全体がそうだとはいえませんが、多分にある中に、こういう大きな問題が扱われているときには、教師との間に相当な摩擦があるか、そうでなければ教師の方が言おうとするとも言わずに

黙ってそれに従っておるといふような形がとられておる状態だと思ふんです。そういう中で、今大臣のおっしゃるようなことを検討して参りますと、それは言うだけのことであつて、実際においてはそうでない。教育がほんとうに後退するか、あるいはそこには摩擦が起きるかというところになると思ふのです。だから教育委員会についても大臣として十分な検討をされて、そういう行政機構を検討していただかなければならぬと思ふし、そこから生まれてくるいろいろな教科書の問題にしても、必ずしも機構通りにいかないという点を考えていただかなければならぬと思ふのです。

教科書不正の問題に戻りますが、この問題につきましても、実際自分が子供を教えるわけじゃない。そして市長の任命によつて出てきている。ほんとうに教育に熱意を持ち、情熱を持って人たちがそろっているわけでもない。そういう人たちが、教科書会社なんかの供応とか買収とかいうものに簡単に応じていて、そのために不正が起きます。もちろんその教育委員会も校長を通して教師の意見は聞くかもしれないが、どうも教師の意見が入れられるかというところ、そういう会社なんかの買収に應ずるような教育委員会に迎合する教師が大体それに従うわけなんです。だから不正が起きた場合に教師も入りますが、そういうものから教師も巻き込まれていておると思ふ。しかし大多数の教師というものは、教材の中心をなすところの教科書というものを対しては、もっと真剣な、まじめな考えを持っておると思ふのです。だから教師にもっと責任を負わせるよう

な形をとらなければいけないし、教師に、教科書を常に研究するといふ、そういう組織を作り、展示会等ももっと有効に扱われるようにしなければいけないと思ふのですが、私の知るところでは、展示会なんかには教育委員が行くなどというところはおそらくないと思ふのです。そして今権限がそちらの方にゆだねられておるとすれば、自分の意向を反映してくれるといふようなことが薄い現状からすれば、教師もこの展示会にはめったに行かない。展示会の設備等も狭いところになくさん教科書を並べておる状態であつて、行つて十分に教科書を検討するなんという形はとれないのです。それからこの展示会に行くための旅費なんかも支給されない。展示会あるいは教師の教科書研究といふふうなことにしても、形だけであつて、ほんとうにその使命というものが果たされておらぬと思ふわけなんです。従つてこの採択権という問題をもう少し、責任は教育委員会にあるかもしれないけれども、ほんとうに熱意を持って、一冊の本であるけれどもその中に命を注ぎこんで、その中で十分にお考えになつて、今後の採択問題というものは検討されていかなければならぬと思ふのです。なおこれについて御意見があれば承りたい。

その次に、教科書を子供たちに届ける配給機構の問題、これは大臣も、諸問する場合にどんなことを諮問されるかと申しましたら、発行会社の問題とか配給機構の問題を考えておるとおっしゃったのですが、これについて御意見を受けたいと思ふ。

〇荒木国務大臣 最初述べられました御意見なり御質問等につきまして簡単に申し上げてみたいと思ふますが、なるほどお説の通り展示会も有効に活用されていない面があるかと思ふます。これは、それ自身展示会をやめろといふようなことに結論づけるべきものでなしに、展示会の制度を最も効果的にやるように、どうすればいいかという改善策を見出す角度から検討されねばならぬと思ふます。また教育委員会が責任を持って採択する立場に置かれておりました、三人なり五人なりの教育委員が、あるいは教育長が一人で採択といふことをきめ得ない。これも物理的な必然だろうと思ふます。だけれども、あくまでも責任者はいなければならぬ。妙な例をとつておそれ入りますが、文部大臣という立場に立ちましても、文教行政全般について知っているわけではございません。しかし責任がある。責任がある以上は、努めて過誤なからんことを意図しつつ、識者の意見を聞かしてもらいながら判断をして責任を持っていくといふところに前進があるかと思ふわけです。教育委員会にしましても、私は同じ立場において考えなければならぬと思ふます。御指摘の通り必ずしも教科書の採択を初め、教育プロパガーの問題の権威者が教育委員になつていとも断定的でないわけでありま。しかしながら責任がある。責任の立場に立つた以上は昼夜兼行熱心に勉強努力するのはもちろんのこと、校長先生や先生たちに十分話を聞いてもらひ、意見も出してもらつて、総合判断して全責任を住民に對して負う立場で採択をする、その努力が積み重ねられるところに前進があるかと思ふのであります。あくまでも教師は教育活動それ自体で責任を持ってもらう。教育行政の一部であるべき教科書の採択の適否そのものの責任を負うといふことはまはないと思ふます。その適否についての住民に対する、国民に対する責任は教育委員会が持つ、それにも非違があるならば厳格にその非違が摘発され、さばかれなければならぬという立場にあるのが教育委員会だ、その制度そのものを私はくさねばならぬ理由にはならないと思ふます。もし採択の権限を行なうに十分であると考えらるならば、みずからの発議で今申し上げました通り識者の意見を聞きながら誤りを期する、そういう努力を年々歳々続けていくところに、その市町村における教科書採択行政に適正を期する道が開けていくものかと思ふわけでございます。

配給機構につきましてもは私自身結論を持っていくわけではございません。しかしながら教科書無償ということをお前提とし現在の教科書発行に関する臨時措置法というものは、教科書無償を実施する場合に、それを契機として再検討すべきではなからうか、再検討する課題として配給機構もあるのではないかとこのことを論じます。現在の配給機構の問題が、これでよろしいというところをどういふふうにか改善し、簡略化するといふことが妥当だといふ結論であるならば、その結論をもとにいたしまして検討を加えて、あらためて現行法規改正案として、御審議を願ひ、こういう段取りにならうかと思ふます。

○小林(信)委員 配給機構の問題で大臣がきわめてばく然とお答えなすったのですが、まさかそんな態度ではないと思うのです。現状に対してどういふうなものを把握しておられるかどうか、おそらくいふん昔からの姿を踏襲しているために、現状に適しない状態というものは多分にあると思うのです。それをどういふうに文部省としてはお聞きしたいわけです。大臣でなくとも、局長でもけっこうですからお答え願いたいと思います。

先に大臣が申されました問題も、なお私としては非常に意見があるわけなんです。というのは責任を明確にすることが大事だ、だれが責任者であるかということぐらいははっきりしておかなければいけないというふうなことで、この教育委員会は私が言うまでもなく人事権も持っている。そしてこの採択権の問題からだんだんその権限というものは強化されていくわけなんです。それも実質的に責任の与えられるような、内容をしっかり持つておる教育委員がそろっておるならとにかくですが、だんだん教育委員のあり方というのは政治的になってきておる。あるいは首長のいろいろな便宜のなもので構成を受けておるような状態、それへもつてきて人事権というふうな権限が責任者だという建前から強化されていくというふうな場合には、たいてい教師が内容において責任を持つていうことを自覚しても、どうしても無責任な形になりやすいわけなので、せめて教科書の採択ぐらいいは教師に責任を持たせるような指導というものが必要

だ、こう私は思うわけで、大臣のおっしゃることをそのまま受け取るわけにはどうもいかないわけなんです。今のところ実務教育委員会のあり方なんか考えると、県教委というものがついて

いるとか、あるいは文部省があるとか、そういうふうな御意向に意のままに従うことが教育委員会の責任だ、あり方だというふうな考えで、ほんとうに主体性のない運営が今されておるわけなんです、それが形式的に責任を負ったからといって、よい教育は生まれな

○福田(繁)政府委員 御質問にございましたような現在の教科書の供給機構は、これは古くからやっております事柄を大体そのまま踏襲しているような

実情でございます。御承知のように発行会社から特約店を通じて、あるいはその下に取次店を置きまして学校に教科書を与えるというふうな仕組みになっておりますが、そのほかに大取次というふうなものもございます。要するにいろいろな機関を経ておりますけれども、目的とするとところは、発行会社から発行されました教科書ができる限り迅速に、間違いなく学校に渡るといふその供給機能を果たすということ

ですが、今申しましたようないろいろな仕事をやっております関係上、もし今後無償措置によりまして国が直接発行会社に代金を支払うというふうなこ

と、いわば買い上げのような形になりますと、今の業務の中で代金の回収とかいうようなことも必要でなくなり、あるいはまた発行会社に対する融資という問題が今まで再々起っておりますが、そういう問題につきましても今後そういうことが少なくなるといふように感じられるのでございます。従って特約店等の業務内容に一部の変更がありはしないかというように、私どもは事務的に見るわけでございまして、従ってそういう点について関連しまして、現在の手教科の問題等もあるわけ

これを改善し合理化しないかとわれわれは常に思っておったわけなんです。妙なところに力が入れるけれども、こ

ういう教育の末端の問題というふうなことにまことに無関心だということ

れる問題についてなおお尋ねをして参りたいと思いますが、それはまたいずれかの機会にいたしまして、せっかく大臣がおいでになりますので、ここで特にこの法案の midpoint としてお聞きしたい点を二、三お尋ねして参りたいと思います。

これは先日大臣がおいでにならなかつたために、次官にはお尋ねしたのでしたが、次官もほんとうに誠意を持ってこの問題にあたっておられるようないす

様子でしたが、大臣でない立場から、はつきりしたことが言えないというようなどころで終わっておりますので、大臣にお聞きしたいのです。私も本会議でもって大臣に質問申し上げたときに、知っていただいておりますが、この教科書無償ということは国民全体があげて期待しておるところであつて、この法案が出たということについては、非常にうれしく思つておるのでございます。国の政治全体がそうでございますが、特に教科書というものはただものを児童生徒に与えるのでなくて、ほんとうに子供たちが将来りっぱな人間になるそのかたを与えるものであつて、非常に重大なものでありますので、ほんとうにこの国会があげてこの問題に賛意を表して、ただ法案を通したということではなく、ああいう人たちの将来に大きな希望と願いを込めてこの法案の通過をはかったというふうな形にぜひともしたい、私は今もそういう念願を持っておりますわけなんです。それだけにこの法案の中にいろいろの不可解な点、不明朗な点がありますが、そういうものを一つ率直に当局から述べたい。これがほんとうにすみやかに実現できるように努力していただきたい。こういうことを願うものですが、多少の疑問点があるけれども、また当局の誠意というものはこの法案の中からも実感があがるわけなんです。というものは、調査会というものは私どもは絶対必要だ、今まで当局にお伺いしてきた点で、みんな他官庁の職員に聞く必要はない、これは文部省自体で解決できる問題ばかりなんです。ただ一つ問題になるのは、無償の限界とか方法とかいうもの

は、大蔵省あたりの意見が必ずしも文部省の意向に賛成でないというふうなことを聞いております。こういう点では今後調査会の問題として検討されなければならぬのかもしれない。しかしそれとも教育に熱意を持っておられる荒木文部大臣が大蔵大臣と折衝すれば、必ずすぐ解決する問題でもあると思ふ。総理大臣も本会議であれほどに熱意を込めてこの問題には真剣な態度で臨んでおられますと云つておられますので、文部大臣が折衝さえすれば、教科書無償の問題は、ほんとうに理想的な形でもってしかも早く実現するということが考えられるわけなんです。そこで調査会そのものに、私は無意味だという意味で賛成し切れないものでありますが、しかしその中に昭和三十三年の十一月三十日までで答申を終わらなければならぬという表現があるところを見れば、調査会というものはいたずらに教科書無償を遅延させるものではない、早急にその意向をまとめて実施に邁進するのだという意思表示がなされていくものと考えられるわけなんです。そこで十一月三十日までで答申しなければならぬというその意図は、われわれに公約するという意味でなくて、大臣の気持としてはこの実施を大体いつごろを目安にしておるか。財政上困難であつても少なくともこんな程度には実施したいのだというものをこの際話していただければ話していただきたい。そうすればこの法案の審議というものも非常に問題があつても、非常に進捗するのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○荒木文部大臣 この法案の真意を御理解いただいた御発言をちょうだいして、大いに勇氣百倍するわけでございますが、この場限りの言葉でなしに、ほんとうに誠実になるべくすみやかに、義務教育無償の建前から小中学校の教科書の無償措置を完了することを中心としておるわけでございます。予算が七億円ちょっとしかつておりません。すなわち申すまでもなく御理解のように、三十八年の四月から入学する小学校一年生から手をつけようというにとどまつております。できることならば一挙に小中学校全部をというように考えないわけではございませんが、事柄がいわば有史以来の基本的な問題でもございしますし、前にも二回類例はございましたが、すでに御審議願ひました通り、建前それ自体が試みた教科書だけということになっておつたことが、一般的にたれ言ふとなく、不満であつたから解消したものだと思ふわけですが、今度はどういふようですけれども、すでに御理解いただきましたように、着手は一年生だけからでございますが、当然に小中学校全部に及ぶ、このことはもう一点の疑いもなく国会でおきめを願つて、そうして具体的措置だけを調査会を通じて検討の上で万全を期したいという建前でもあるわけでございます。従つて十一月末日までに答申を要請しておることも、見方によれば調査会そのものに對してはいささか言い過ぎのきらいがないではありませぬけれども、しかし一年生を実施するにいたしましても、すでに先ほど来発行会社、教科書供給機構等につきましても御意見がございましたように、立場によつて異論はあり得るけれども、客観的な立場で衆知を集めて

万遺漏なき結論を得て、その制度のもとにあと返りしないようなきつちりした実施上の措置を立法化して、実施すべきものは実施したい、こういうことでございします。調査会の答申もその最終時期を法定していただくという内容になっておるわけでございます。十一月三十日とした意味は、十二月になれば憲法上の定めによつて通常国会が召集される。それ以前に法案の準備ないしは予算措置等が必要とあれば講ぜられなければ間に合わない道理でございますから、そのための具体的な措置に對する答申を期待する意味合いにおいて、十一月三十日となつております。それも本来の慣例からいいますれば、予算の概算要求は八月三十一日までで大蔵省に提出するといふのが従来行なわれておることは御案内のごとくである。従つて八月三十一日に間に合うことを第一の考えとしてこの法律を決定していただいたならば、私どもは極力準備を進め、調査会にも十分にお願ひをして、その趣旨を御理解いただいて、御協力願つて、その努力をすべきだと思つております。最悪の場合でも十一月末日までは御答申をいただける。だからさつき申し上げたような手はずもできる。もしまた超最悪の場合がないとは言えない。その場合は現行制度のもとにおいて、ともかく実行できるということも考え合せて、政令での実施も国会を通じてお認めをいただくという備えもいたしておるような次第でございます。三十八年度の予算案のものが、小学校一年きりを実施するというものでなしに追加するべきか、あるいは昭和三十三年以後の年次計画がどうだと

いうことまで含めて調査会で具体的に結論を出していただく予定でおります。その答申の線そのものがこの問題の推進上一つの客観性を与えてくれるであらう、責任ののれというところでなしに、前向きに積極的な実質上の協力を調査会にも期待しておるような次第であります。

○小林(信)委員 大へんに積極的に熱意を持ってやつておられることがお伺いできたわけですが、一つ疑問に思ふ点は、これはわれわれのこいねがう最善な道が開かれる場合を予想するわけなんです。昭和三十三年年度の一年生に与える教科書の予算を計上するにあつて、三十三年年度の予算の中でこれを獲得しておるといふ点を考えますと、もし政府の方の態勢も十分整ひ、答申の方もそれに適応するような答申がなされた場合としても、きよのうの状況から考えれば、昭和三十三年年度から一年生は当然実施されると思ひますが、それ以外のものは昭和三十三年以降でなければ実施されないといふふうな最善の場合でも考えられるのだけれども、そうとは限らない、ある場合には今のうちに政令でとか、あるいは早急な予算措置によつて昭和三十三年年度から小学一年生だけに限らず、そのほかのものが実施される可能性もあると、こういうふうな承つていいわけですか。

○荒木文部大臣 単に概念だけから申し上げれば、おっしゃる通りに、最善と申しますか、分量的に最高限度までいけないとはいへないと思ひます。ただ現実の政治的な節度と申しますか、政治的な現実と立つて事実上どうであらうということになりますと、ちよつ

とむずかしいことだと思ひます。すでにして政府は三十八年の四月から入学する小学校第一学年の生徒に対する教科書をスタート・ラインとしてはつきり御審議願ひつゝあります。それにもかかわらず実は二年、三年、四年、五年までもいふふうなことは、政治的な良識からいって申し上げられないことだと思ひます。現実にも実現は困難だと私は思ひます。良心的に申し上げる限度というならば、三十八年の四月の分からはもう絶対実行できるわけですが、三十九年度以降の教科書について申し上げますと、三十九年度に使用す教科書についてはできたならば残りを全部やりたいたいのだ。しかしこれとてもおのずから予算規模に限度がありますから、希望は希望でも希望通りにいかないことは当然あり得ると思ひますけれども、いづれにしても年々歳々積み重ねていって最小限度の年限で完了するといふ道だけは開かしていただく案でございますから、まあそれを楽しみに全努力を傾けたいと思つておるところであります。

○小林(信)委員 もっと率直な御意向を承りたいわけですが、しかしある程度まで大臣の誠意ある御答弁を承つて非常に満足でございます。この質問をしたことだけが私のこの法案に対する誠意でなくて、当初から誠意を持って当たつておつたことを御理解願ひたいと思ひます。

そこで最後にお伺ひしたいのは、他の行政機関というのは私は実に情けない言葉なんです、何も文部省が今まで全然やつたことがないことでもないし、常にこのことについては十分心備

る必要はない。そしてすぐここで教科書無償の宣言をすると同時に、それを実施するところの法律というものが出てくるのが当然だと思ひますが、諮問機関、調査会の意見を待つて、またこれを法律化してこゝへ再度上程されたい。それはほゞまでに慎重にしながら、それはいいと思ひます。今までも申し上げてきたわけですが、大体質疑応答の中で私は私の考えというものが正しい、文部省がそこまで考えなくてもよいというふうに申したわけですが、先ほど最後の大臣の目安というふうなものを一応承りまして、なおこの問題について同僚の方から御質問申し上げて、ほんとうにこの法案の与野党一致した意見の中で実現できるように希望するものでございます。

○櫻内委員 村山君。○村山委員 まず私は今回の政府の予算案との関係からこの問題について質問をいたしてみたいと思ひます。

予算の中に義務教育教科書費が計上をせられました。これについては明許繰り越しの手續をいたしているわけであり。その理由を見てみますと、義務教育教科書の経費は「昭和三十八年度に小学校第一学年に入学する児童が使用する第一学年用の教科書を無償とするよう措置するため必要な経費であつて、その性質上支出の完了までに相当の期間を要し、かつ、その措置が本年度内に完了しない場合にも引き続き行なう必要があるものであるが、事務処理にあつたての調査確認の困難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるので、本年度の支出

残額を翌年度に繰り越し使用できることとする必要がある。」というように書いてあるわけ。そこで財政法上明許繰り越しの手續についての疑義はないわけであり。ただここで考えなければならぬのは、教科書の無償の提供を受ける者は、昭和三十八年の四月の一日にその資格が発生するといたします。そこで、三十七年度の一年生は対象に考えられていないわけであり。これは、そういうふうな意味から、一体債権者はだれになるのかというところについて考えてみますと、昭和三十八年の四月の一日に入学する児童が債権者になる。それに対して今年度の中において予算を計上しているというところは、いろいろ問題が考えられるわけであり。こういうふうな場合において、あらかじめあなた方が予算に計上しておいて、明許繰り返しの手続をとらなければならぬ。そこで、まず第一に、事務的にどういうような目鼻をつけておられるのか、そしてこういう明許繰り越しの必要性はどの程度あるのか、どの程度までは明許繰り越しの繰り越し残高によつて処理をしていかざるを得ないというふうにお考えになつておられるのか、そういう点を承つてみたいと思ひます。

○村山委員 昭和二十六年、二十七年の過去の経緯にかんがみまして、まず、昭和二十七年に於いては、供給業者に対して一括概算払いをやつて、そのあとで精算払いをやつておられるようであり。昭和二十六年に於いては、市町村に補助金を交付して、そして市町村から、いろいろな金融的な措置を特別にとりながら支払いをしておられるようであり。その

の教科書に対して、無償でこれを給与なり貸与なりするということになり。す、その供給以前におきまして会社と契約をいたさなければならぬと考えるのでございます。それは、三十八年の四月に入る子供でございまして、受けるのは三十八年四月でござい。けれども、契約としてはそれ以前に行ないまして概算払いをしなければならぬと考えておられるわけでございます。従つて、三十七年度の予算にその経費として約七億を計上いたしてござい。御承知のように、子供の実際の入学の場合におきまして、最近特に社会増等のございまして学校においては、入学児童を確定することがなかなか困難な場合が相当ござい。かりにある学校において百人の児童が入学するであらうというのを予想いたしてござい。移動等によりましてそれが狂つてくることござい。そういう学校におきまして入学児童の確定というところを見きわめて支払いを完了することになります。どうして三十八年にかかるということも従来の慣例からいまして考えられます。従つて、そういう場合を予想しまして、繰り越し明許の要求をいたしたわけでございます。

今のお話を承りますと、その発行会社との間における契約方式ということでありますので、やはり国の方が全額支給をするという立場のもとに、教科書会社に対して概算支払いをしていく、こういう形が、文部省として今考えられておられる筋合いのものだ、こういうように受け取っていいわけですか。——そういたしますと、この供給については、調査会の議を経てやること、いわゆる供給のあり方等についても十分検討を加える必要があるということが書いてあるわけでありますが、その文部省の考えておられるものを調査会に出して、今、初中局長の話をされたようなことで進めていくんだというお考えなのでありますか、その点を明らかにしていただきたいと思いま

す。できればそういう方法をとりたいという希望は持つておるわけでありませう。そういうことに基ついて、ただいまの御質問に対してお答えを申し上げた次第でございます。

○村山委員　そういうふうになっていった場合においては、全額国庫負担の考え方であるか、それとも地方公共団体と同一ような立場において考えて、均等な立場で、義務教育無償の原則を実現すべきものであるか、それともその設置者が義務教育無償の立場に立つて財政的に支出をしなければならぬが、市町村の段階における財政力の上から見て、国がその全額を補助するという思想に立つべきなのが、憲法上の義務教育無償の立場であるのか、その三通りが考えられると思うのでござい

○福田(憲)政府委員　この点は、この前の小林委員のお尋ねの中にもございました。国が全額負担する方がいいか、あるいは地方公共団体に半分持たせるのがいいかというようなことまで過去の事例をお引きになつての御質問でございましたが、その際、私が申しましたのは、これは調査会の決定することでございますけれども、文部省としては、望ましい姿としては、全額国が持つ方が望ましいということを申し上げたのでございます。そういう趣旨から、まだ内容はきまつておりませんけれども、従来のやり方から考えますと、市町村に補助金を出してやうていくということは事務的に非常に煩瑣でございます。そういう点から申しますと、会社と直接契約をいたしまして、それに基ついて代金を支払つていくという方が非常に簡明でございま

す。国が責任は持つけれども、国が半分、地方が半分であるというやり方もあるけれども、国が国費で全部まかなうというところもいろいろ考えられる、そのいずれかということについてまた政府部内で帰一したところまで参つておりません。本来ならばこれを一本にきちんとして腹を固めて法案を提案すべきものであったとむろん思いますけれども、根本趣旨ははっきりしておるならば、その方法は調査会待ちであつても支障なし、ともかくその基本線をひつて下げてスタートすることが先決であるという考え方から御提案を申しておるわけでございます。文部省としては全部国費で持つというところが望ましいと思つております。

○村山委員　全部国費で持つというその考え方の中に、直接国が責任を持つて国費で持つという考え方と、それから市町村立の学校であるから、大体学校制度の上から考えて、親が教育権を持つてゐるものを公教育に委託をしてそこに学校制度というものができ上がつてゐる、それに対してその学校に通わせる義務というものを親に義務づけた、これが義務教育の思想であるわけですが、そういうような考え方が出て参りますと、いわゆる教育といふものは、これは国のものであるか地方自治体のものであるかという考え方が出てくるかと思つております。もちろん国民教育でございませうから、文部省が全国的な一つの標準を示してそれに準拠していく思想といふものはあながち否定はできないと思つますが、そういうふうになつて参りますと、地方自治体という立場に立つて物事を考へて参り、しかも日本の憲法という

○村山委員　全部国費で持つというその考え方の中に、直接国が責任を持つて国費で持つという考え方と、それから市町村立の学校であるから、大体学校制度の上から考えて、親が教育権を持つてゐるものを公教育に委託をしてそこに学校制度というものができ上がつてゐる、それに対してその学校に通わせる義務というものを親に義務づけた、これが義務教育の思想であるわけですが、そういうような考え方が出て参りますと、いわゆる教育といふものは、これは国のものであるか地方自治体のものであるかという考え方が出てくるかと思つております。もちろん国民教育でございませうから、文部省が全国的な一つの標準を示してそれに準拠していく思想といふものはあながち否定はできないと思つますが、そういうふうになつて参りますと、地方自治体という立場に立つて物事を考へて参り、しかも日本の憲法という

○村山委員　全部国費で持つというその考え方の中に、直接国が責任を持つて国費で持つという考え方と、それから市町村立の学校であるから、大体学校制度の上から考えて、親が教育権を持つてゐるものを公教育に委託をしてそこに学校制度というものができ上がつてゐる、それに対してその学校に通わせる義務というものを親に義務づけた、これが義務教育の思想であるわけですが、そういうような考え方が出て参りますと、いわゆる教育といふものは、これは国のものであるか地方自治体のものであるかという考え方が出てくるかと思つております。もちろん国民教育でございませうから、文部省が全国的な一つの標準を示してそれに準拠していく思想といふものはあながち否定はできないと思つますが、そういうふうになつて参りますと、地方自治体という立場に立つて物事を考へて参り、しかも日本の憲法という

ものが民主主義を基調にいたしております関係からいふ場合には、地方公共団体が全額を支出をする、しかしながらそれに対して国がその支出した分の全額を補助する、こういうような一つの思想といふものが、これが今日のこの日本の憲法を流れる考え方ではなからうか、こういうふうにも思ふ点もあるわけでありませう。それともう一つは、義務教育無償ということとを端的にとらえて、国が全部について国費をもつて全責任を持つて支払いをしていく、直接支払いをしていく、こういうような形のもので二つ、国が責任を持つてそして全部を国費で払うという中にありませう、それは方法論ではなくて、一つの思想的なものの憲法に対するところの解釈上の問題がその中にはっきりと出てくると思つておりますが、大臣の御答弁を承つておりますとどちらかはっきりいたしません。その点はどういうふうにお考えになつてゐるのか承りたいわけですが、この義務教育無償に關する法律案の内容は、私が申すまでもなく地方公共団体が全額支出をする、それに対して全額を国の方が補助するといふ思想の建前になつてゐるからであります。その点について大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○村山委員　私は憲法学者でございませうから、法律的に全責任を持つたお答えもできかねますけれども、私の理解するところによれば、憲法第二十六条に基本を置いて国が実施せんとすれば、方法はさき申し上げた通り国が全額出すことが望ましい方法ではございませうが、国が半分、地方が半分

という仕分けをして、国民の側から見れば無償というやり方も憲法の趣旨に反するとは思ひません。しかしながら少なくとも憲法の趣旨に直結して無償を実現しようとなれば選択の余地がある、あるいは地方公共団体の意思によつて無償にするところもあれば、しないところもあるという余地のあるものは、憲法の趣旨を直輸入した考え方ではなくて、憲法第二十六条の趣旨には反しないという消極的なものでしかあり得ないと思ひます。今憲法第二十六条に基づく無償の趣旨は、教育基本法と義務教育諸学校の教職員の給与負担に現れておると思つておりますが、いずれも例外を原則として許さない、あり得ない、しかも普遍的に公平に行なわれる本質を持ったものについて実例があると思ひます。教科書の場合も、教科書そのものが重々雑多に無軌道に自由意思で教科書会社からできたものにあらずして、きちつと学校教育法第二十条なり第二十一条に基ついて文部省が責任を持つて内容を国民に約束をし、またそれに基づいて検定をされた、いわば特定した内容と特定したもののについて行なわれるわけでございますから、普遍的であり差別がない。ただ種類がたゞさんあるから種類の別個のものが選定されるにいたしましたけれども、本質的には普遍的な共通性を持つておる。それを国の立場において憲法に直結した趣旨に基ついて無償にするとなれば、公共団体に補助するといふやり方は直結した姿じゃないと私は理解いたします。言いかえれば、先刻申し上げました通り、地方公共団体という別個の、国以外の人格を持ったものの自由意思にまかせて、実施して

○村山委員　全部国費で持つというその考え方の中に、直接国が責任を持つて国費で持つという考え方と、それから市町村立の学校であるから、大体学校制度の上から考えて、親が教育権を持つてゐるものを公教育に委託をしてそこに学校制度というものができ上がつてゐる、それに対してその学校に通わせる義務というものを親に義務づけた、これが義務教育の思想であるわけですが、そういうような考え方が出て参りますと、いわゆる教育といふものは、これは国のものであるか地方自治体のものであるかという考え方が出てくるかと思つております。もちろん国民教育でございませうから、文部省が全国的な一つの標準を示してそれに準拠していく思想といふものはあながち否定はできないと思つますが、そういうふうになつて参りますと、地方自治体という立場に立つて物事を考へて参り、しかも日本の憲法という

もよし実施しなくてもよろしいという
余地を残すような立て方は、基本的な
考え方からすれば私は憲法に直結した
姿じゃないであらう、かように考えて
おるのでありまして、その意味で、か
つてやりましたように公共団体が教科
書を無償にした場合には国が補助する
というやり方でなしに、あくまでも国
が共通普遍的に責任を持ってめんど
うを見る。めんどうを見る方法は二種類
あるけれども、その二種類のいづれで
あらうとも根本論としての相違はな
い。ただいづれが望ましいかというな
らば、国費で全部まかなうという方が
望ましい姿であらう、かように考えて
おります。

○村山委員 この問題が、私は非常に大きな問題として今後論議されていくことになると思います。といえますのは、今までの教科書の無償供与に関する歴史を振り返ってみますと、昭和二十六年の場合には御承知のように公立学校の一年生に対してその教科書を支給をする、こういうような形、国立と私立は除かれておりました。ところが昭和二十七年においては、国立も私立も入ったわけです。それは昭和二十六年においては、半額補助という建前で実施されてきた。今日の国が責任を持って直接支払いをするという思想でいくならば、当然そこには行政の均一化というものが行政作用として生まれてくると思う。私がこの教科書の今日の給与の現況をずっと調べてみますと、そこにはそれぞれの府県によりまして採択の金額の差が相当あるわけです。具体的な数字は後ほど示して参りますが、府県によりまして、あるいは統一的な広域の採択を現にやっておる

ところが多いわけですが、学校によって、たとえば東京都の二十三区それに秋田でありますか、これは統一的な広域の教科書の採択をやっていない。各学校にそれぞれの採択権があるということで、今日教科書が採択されている。そうなって参りますと、そこには違ふ教科書を府県の教育委員会が標準的な教科書として五種類あるいは三種類というようなものを出しまして、それによってその中から採択をしているところが全国的には多いわけでありますが、その採択をされたところの一人当たりの金額を調べてみますと、小学校の一年生の一人当たりの購入額を調べたのでは、秋田が最高で五百六十円、最低は大部分の三百五十五円、全国の平均は三百八十八円、こういうことになっております。これは昭和三十五年の教科書の代金であります。そうなって参りますと、私が今申し上げましたように国の一つの行政的な均一化の方向というものが行政作用として働く以上は、そこに平均単価というものをを出しまして、それによって国の教科書を支給をしていく、形になって参ります。各府県において、あるいは各地域によって、学校において採択をする教科書の値段が違ふ、この地域においてはこれが一番望ましい教科書であるということとで採択をした、それが秋田の場合のように五百六十円というような金額に上った。ところが一番低いところは大部分の三百五十五円ということになって参りますと、勢い平均になるところの三百八十八円、こういうような価格というものによって統一されていく。こういうようなことで勢いそこに値段の高いものを採用しないよ

うに、そしてできるだけ標準化されたものを採用するように、――文部省はそういうようなことで推し進める意図はないかもしれませんが、予算の査定をする大蔵省あるいは今度それを審議する国会、こういうようなところで国が統一的に支給をしていくんだということになるならば、一つの標準化されたものに傾向が集中をしていって、国定化は考えていないということ、を大臣はおっしゃるけれども、国定化の方向にこれらのものが強まっていくのではないか、こういうような考え方というものが出て参ろうかと思うのであります。そうなって参りますと、これには大臣の考えとは食い違ふ方向に發展をして参ろうかと思うのであります、そういうような考え方で律せられて参るとするならば、これは大変なことになるって参るわけであります。私たちが、地方公共団体が採択したものに對してその全額を国が補助をするのだという形をとるゆえんのものは、いわゆる教科書の現在採択されているところの一人当たりの経費の上におけるその状況を見た場合において、そういうような傾向というものが危惧されないでもない。そういうような点からそのような憲法の解釈というものを打ち出してゐるわけでありますが、それに対して大臣が答えになったことは、その危険性というものは防げないのではないか、こう考えるわけですが、それは大丈夫防いでいく、その質問は杞憂にすぎないということが言い切れますかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○荒木国務大臣　結論的に申し上げて御心配御無用だと思います。先刻も申

し上げました通り憲法の趣旨に基づいて立法措置を講じてやるうというわけですが、補助をするという建前は、私は第一義的な憲法の趣旨に基づく措置ではないと理解することはさっき申し上げたわけですが、そのことを一応離れて考えましても、問題は、御懸念の点は、現行教科書発行に関する臨時措置法の建前は、教科書会社というものは現実問題としてたくさんあり、教科書も種類はたくさんあり、展示会を通じて選択する、しかもその教科書の価格は文部大臣の認可にかけてありますが、その認可は最高価格の認可ということになっておるようですが、この現行制度が是か否かという問題であつて、教科書無償の建前で国が責任を持つてやることから必然的に生まれてくる御懸念ではないかと私は思います。結論を先に申し上げて大丈夫と申し上げたゆえんは、本来教科書無償の趣旨からいって、お話のようなことが必然的に起こるはずがない、いわんや現行教科書法の趣旨を是なりとする限りにおいて画一的なものに財政上の要りに基づいて左右されるという筋合いの問題ではない、従つて大丈夫である、本来の教育目的あるいは憲法の趣旨を体していきます限り、そして現行の教科書発行制度の基本趣旨を認する限りにおいて、懸念なし、かように思つております。

○櫻内委員長 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時五十二分開議

を聞きます。

午前に引き続き質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山委員 内閣提出の「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」という第一条の法律の内容から憲法の第二十六条に関連をいたします義務教育無償の考え方というものは、先ほど質問をいたしたわけですが、政府の考え方によりますと、大臣の答弁は、国が直接責任を持って供給、業者であるところの教科書会社に概算払いをし、そして支払いをしていくという形において国の直接の責任を義務教育において無償だという、そういう考え方によっておるわけあります。ところが社会党の提案は地方公共団体なり、あるいは私立の学校の設置者である学校法人が教科書を支給した場合において、国がそれに対して全額国庫補助を行なうのだ、こういうような考え方に立っておるわけあります。これらの点から社会党の考えは、これは設置者であるところの市町村という地方公共団体が、その住民というものが自分たちの学校に対して、父兄が子供を学校教育を受けさせるところの権利というものは父兄にあるのだけれども、その父兄の考え方によって、公立の学校なり私立の学校にいずれも就学させることができる。そうした場合には、主として市町村立の学校の児童、生徒であるわけありますので、当然地方公共団体が教育というものは地方住民のものである。地方分権の建前に教育というものは立たなければならぬ。そういうような意味から当然

地方公共団体が教科書を無償で提供するという思想に立って、それを義務教育は無償だという憲法の定める点から推していった場合に、補助という一つの概念が浮かび上がってくるものではないか、こういうような質問をいたしたわけでありますが、憲法二十六条の義務教育は無償である、この思想と、第一条に掲げられておりますその条文との関連性というものはどういふふうになっているかを提案者の方にお尋ねいたしたいわけであります。

○山中(金)議員 お答えをいたします。憲法の無償の原則というのは、国民の側から国がまたは地方公共団体がその事務の配分に従って負担をかけるかという意味であります。従ってたとえば義務教育に関する教職員の給与の負担法というあの負担の思想と同じであって、現在市町村立についての教員、それが財政的には府県が半分負担し、半分国が負担をするというふうな行き方もとっておりまして、従って国が全額持つという思想ではない。財政的に負担をするという立場に立って、理想的に言えば国が全額を負担するということが理想であるけれども、あくまでも負担の思想であって、その事務の点から言いますと、市町村立小中学校は市町村の固有の事務であり、府県立については府県の行政事務である。官立については、国立については国の事務として現在の行政事務分担の中にそういう原則があるわけでありまして、従って市町村の責任において行なわれる小中学校の教育については、あくまでもそれは市町村がその責任であるから、市町村が教科書を給与する立場に立っておりますので、財政的に

国が負担をする、こういうのが私たちの考えであり、憲法の精神に最も忠実な考えであると考へておる。そういう意味において小中学校の教育の責任者であるところの市町村が教科書を支給する主体であり、その教科書の価格については国が負担をする。こういう建前が最も正しい。そういう意味においてわれわれの法案の建前をとっておりますわけであります。

○村山委員 大臣にお尋ねいたしますが、この提案理由の中で明らかにされておりますように、「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする」方針を確立して、これを宣言することによって日本国憲法第二十六条に掲げる義務教育無償の理想に向かって具体的に一歩を進めようとするものであります。こういう提案理由を明記してあるわけでありますが、憲法二十六条にいうところの義務教育無償という無償の限界というものは、大臣はどこまでお考えになっておられるのか、教科書あるいはそのほかの教材用の図書、さらに学校給食なりあるいはその他の学用品、そういうようなものが当然出てくるわけでありますが、この憲法にいうところの義務教育無償というものはそれが教科書で終わるものであるか、それともそのほかの相当広い範囲の内容を含めたものであるか、これは教育基本法の中には授業料は要らないということば書いてございます。

【委員長退席、上村委員長代理着席】
しかしながら憲法の義務教育は無償であるというその宣言は、これは具体的にどの程度まで無償でなければならぬかということとは明らかにされてい

ないわけでありますが、政府提出の法案の第一条から推していった場合に、教科用図書は無償とする、こういうことになって参りますと、教科用図書というものは、憲法第二十六条の規定によつて生まれてきたというその根源はわかりませんが、その教科用図書は無償とするということを法律で打ち出した場合に、教科用図書のほかに無償とすべきものがなお残っているのかどうか、残っているとすれば、そういうようなものを今後どういふふうにしていこうとお考えになつておられるのか、その点について承つておきたいと思ふのです。

○荒木国務大臣 結論から先に申し上げますと、義務教育は無償という憲法第二十六条の端的な実現の具体的対象は、代償をとらない、授業料は要らないんだということ、第一義的にはそれに尽きると思ふます。ただそれに最も近い意味において私は次に位するものが教科書だと理解いたします。教科書以外に何かあるかというところは、ちょっと私今具体的には申し上げる資料を持ちません、構想を持ちませんが、ただ抽象的に思ひますことは、午前中のお尋ねに對しましてもお答えしたと思ひますが、憲法の趣旨にのつて無償にするとならば、それはあくまでも義務教育の場においてなくてはならないものであつて、普遍的であり均等なものでございませうというところを思ふのでございませう。しかも普遍的であり均等なものがあるかということ、国が責任をもつて普遍的になし得る、また均等に取り扱い得る本質を持ったものというところでなければならぬと私は理解いたしております。そういう考へ

方に立つてこのことを考えます場合に、教科書の無償で一段落ついておるんじゃないかろうかというふうには私は理解いたしません。今後の検討の結果、またプラス・アルファが出てくるかどうかということすらも明確に申し上げかねるわけですが、一応私は以上の見解でございませう。

○村山委員 憲法論議の問題は、社会保障制度の政策との関連性から、先般山中委員の方でも質問を保留されておりますので、私はあえてここでこの問題を深めていこうとは思へないわけでありませう。

先ほど大臣の説明によりまして、国が直接責任をもつて支給する建前をとるべきである、こういうような御説明がございましたので、今までの昭和二十六年、二十七年になされた教科書の無償の過去の経験から、私はいろいろの問題を財政的な面からさらに質問を申し上げてみたいと思ふわけでありませう。

現在教科書に關係のあります法律といたしましては臨時措置法があるわけでございますが、教科書の発行に關する臨時措置法の施行規則によりまして、教科書の展示会は七月中に行なう、そして市町村の教育委員会あるいは国立私立の学校長は教科書の需要票を都道府県の教育委員会に提出をして、都道府県の教育委員会はその集計票を八月の末までに文部大臣に提出をする、こういうことになつていようでありませう。そして発行者は教科書をその供給計画書に記載した期日までに供給をする。学校に供給するまでの責任は発行者にある、こういうことが施行規則に定めてあるわけでありませう。

そうしてまた、片一方学校教育法の施行令の第二条、規則の三十一條を見ても、十二月一日現在において、十二月中に新入学児童の学齢簿を市町村の教育委員会は作ることになつていようであります。そこで私はこの明許繰り越しの手續をされました理由は、先ほど初中局長からお伺いをいたしました、まだはっきりと納得がいかなないわけでありまして、一月ないし二月に概算払いをして、そうして異同その他もあるので精算払いが出納期を過ぎたあとにおいて――本年度の支出残高を翌年度で繰り越して使用するようになつたんだ、こういうような答弁でございまして、もし三十七年度からこの法律を施行するとした場合には、これはことしからやろうとして予算は三十七年度予算に計上されていられるわけですが、それを一年間準備をし、調査会を作つてやらなければならぬように、實際の手續上どうしてもその一年くらいの期間が必要になるのが、現実の処理の方法からいふ場合にはやむを得ない措置としてとられなければならないか。これは予算上あるいは法律の上からもいろいろ問題はありますけれども、今後において義務教育無償の原則のもとに予算を編成していく場合に、その当該年度において予算を組んだ場合には、翌年度からいふ實際の法律上の効果が出来来ない、こういうようなことになりませうと、これは予算の総計主義の考え方からいひましてもちよつとおかしなことになる、毎年々々繰り越し施行、繰り越し施行というふうな形で処理していかねばならぬものになるかどうか。これはやはり予算の編成の上にお

いて、非常に技術的にもまた予算編成の本質的な運営においても問題になるかと思うのでありますが、それらのいわゆる繰り越し明許の措置をとらなくとも、まあ来年は新しく発足をいたしますのでいたし方ないといまして、その次の年もやはりそういうような措置をとるお考えがあるのか。それとも、この学校教育法施行令の第二条あるいは規則の三十一条等を改正をされて、十二月一日現在におけるところの学齢児の数を押えるのでなくして、もっと早く、たとえば統計の調査指定日であります五月一日現在の学齢児を押えてやっていくとするならば、そういうような繰り越し施行を必要としないので当該年度において予算の執行ができるのではないかと、こういうようなことを考えますので、それらの問題をどういうふうな今後処理をしようとお考えになつておられるのかお尋ねをいたしておきたいと思つておられます。

○荒木国務大臣 教科書無償のやり方はいろいろと考へられることと思つて、現行法にのっとつてかりに考へるとしますれば、教科書を物と見て、教科書というものを国が買い上げて、それを末端に供給するという考へ方もございましょう。現行法ではむしろ無償じゃございせんから、現行法に基づくとはいへないかと思つて、そういう考へ方が一つあると思つて、同時に教科書会社のあり方と供給機構等も考へ合わせて検討しました上で考へられますことは、教科書会社が一番悩ましいといつたのは、相当膨大な資金が要るのにもかかわらず、代金の回収は現品が到着してからだということにならざるを得ない。物品購入の立場では

非常に不便を感じる。そのことがまたコスト高にもなるという悩みもあるようでありまふ。従つていつ現在の生徒児童数をとるかは一応別として、考へますことは、現行法は請負契約的にやつておるようには理解されますが、指定をいたしましたことによつて一種の契約がスタートを切る、そうしますと、四月に入りまして現物がそれぞれ満足に到着したときにその契約が完了する、相当長い期間にわたつて継続する契約の履行の内容を持つておると思つて、それが、そういう場合に、もし概算の払いができませんならば、教科書発行会社としては資金面の悩みが相当解消する便利があるかと思つておられます。従つて、そういうこともいづれがよろしいか、もっとほかの考へ方もあろうかと思つておられます、いろいろなやり方を調査会でも検討してもらつて、これが一番いいんだという結論に基づいて、立法措置をすべきものはするといふ順序を経て実施したいといふので、調査会の存在理由もその意味においてあるわけですから、従ひまして、物として買つて与えられれば、繰り越し明許なしにその年度内にやれないこともなからうと考へられまふけれども、いづれかといへば、やはり一種の請負契約か混合契約的な考へ方で教科書会社に責任を持つてもらふ、そうしてスムーズに製造供給ができることにすることが望ましいと思つておられます、何としても前年度に予算が成立しておりませんことには、概算払いの根拠がない、そして清算しますのが翌年度にわたらざるを得ない本質を持つておると思つておられます。さうなことを考へ合わせまして、三十七年度の予算に計上し、そう

して繰り越し明許を与えてもらつて万全の措置を講じたい、かような考へ方でありまふ。

○村山委員 そうしますと、先ほど小林委員の質問に対する答弁でも、大臣がはつきりとおっしゃつたのですが、とにかく三十七年度においては予算に計上されたのは七億二百万円、これは三十八年度の四月一日に入学する一年生の分だけしか予算に計上されてない。こういうことになつて参りますと、予算の上においては、三十八年四月一日において入学する一年生の分だけが見られておるのである、二年あつては三年生、四年生というふうなものや、あるいは中学校の生徒について分は三十七年度の予算要求の中に入れておいても、三十九年度以降においてしか実現をする可能性というものが、ない、こういうふうなふうにおつちやつたかと思つておられます。そうなりますと、三十七年度の予算には計上されたが、実際支給されるのは、三十八年度においては小学校の一年生、三十九年度以降においてはどういふふうになるかわからない、義務教育無償という原則から、当然法律の中に打ち出されたので、全児童生徒に及ぶようにしたいといふことになつて参りますと、おそらく三十九年度以降においてさういふようなことの可能性が出て参る、こういうふうなことになるかと思つておられます。

私はこの調査会がどういふふうな方法をとつておやりになるかはわかりませんが、現在の教科書の供給業者のその会社の状況を見ますと、一番大きな三つの会社が、日本の教科書の五十数%を独占しておる状態にあると思つておられます。

す。そこで、こういうような教科書の供給業者の状況から、もし概算払いという形で三十七年度中に一月、二月に教科書の代金が支払われていくとするならば、業者の資金繰りというものは当然非常によくはなつてくることも事実であります。従ひまして、その問題が教科書の代金の上に乗らないはずはいはずであります。それを今回は教科書の値上げ分を見込んでいろいろと許可をされようとしておいでになるわけでありまふが、一四%値上げの計算の基礎、そういうような予算の上においては概算払いの制度をとつていくんだという考へ方があつたらば、当然教科書会社の運転資金というものが、国によつてある程度保障をされるわけでありまふ。その面からいへば、支拂わなくてもよろしい利子相当分というものは、当然純益として教科書会社に残つてくる。こういうようなことからいへば、コストが下がつていかなければならないと思つておられます。

この分をこの値上げ一四%の分はどういふふうな繰り込んでおられるのか、この点具体的問題になつて参りますので、初中局長からお伺いをいたしたいのでございませう。

○荒木国務大臣 政府委員からお答え申し上げますが、その前にさつき私がお答えしたことに付いてのお話があつたやうでございませう。三十七年度に組んでおります予算は、もう現に小学校に入らんとしておる、ことしの者にはむしろ間に合はなない。来年の四月一日に入るのである小学校一年生に対して、無償で措置されるであろうものを対象としたものでございませう。ですから三十八年四月に入学する者の教科書

に対しては、三十七年度予算で措置し、三十九年度に入学しもしくは進学する者に対する予算措置は、三十八年度予算で措置するといふふうになるわけではございませう、三十八年度が抜けるわけではないわけでありまふ。三十八年四月をスタート・ラインとして年々歳々、できることならば一挙に、できませんでも二挙動、三挙動くらいでどうかしたいという希望のもとにスタートをしようとしておることは、午前中も申し上げた通りでございませう。

なお一割四分の値上げにつきましましては、今申し上げたようなことが制度化されて、現実に資金繰りが豊かになつてから、その恩恵を受けて製造されるであろうところの教科書については、まさしくコスト・ダウンの要素になると思つておられます。しかし一割四分の値上げに關しましては、そういう意味では考慮されておらないわけでありまして、審議会の答申するものが二割値上げ見当といふことではございませう。一割四分にいたしましたのは、企業努力によつてそのくらいは何とかはしないかといふ要素が見込まれておる。その他具体的な要素もあろうかとは思つておられます、そういうふうな考へ方、構想のもとに一割四分と査定をつけたやうな次第でございませう。

なお具体的なところは政府委員から補足して申し上げます。

○福田(衆)政府委員 ただいま金利の問題に關連してございませうが、一四%の値上げの要素の中には、三十六年度に比較しまして、三十七年度の場合におきましては、金利を売り上げの増加約一四・七%に見合うものとして、一五%のアップを見込んでおりま

す。これはお手元に差し上げた資料で明瞭でございますが、しかし今大臣が申されましたように、これはこの値上げの問題でございまして、三十八年度の第一学年に配付すべき教科書の予算としましては、一四%値上げした価格で計算をしてございます。従って、お説のように将来この会社の方の金利負担等がいろいろ軽減されるという要素も見込まれますので、そういう場合におきましては、当然にコスト・ダウンの問題が起ってくると思います。従って、その際には教科書の定価というものが変わり得るはずでございます。従って、私も調査会でいろいろ審議していただく要素の中に、教科書の定価の問題も、そういう要素を織り込んだ定価でいかにあるべきかということも十分検討した上で今後処していきたい、こういうふうに考えております。

○村山委員 教科書の発行は、これはその年度になってから準備するということではなくて、その前に準備をしなければならないわけですね。そうなる参りますと、現在の教科書の発行に関する臨時措置法の施行規則によりましても出て参っておりますように、七月中旬に展示会をやつて、そうして八月に文部大臣に集計票を出すわけです。それに基づいて発行者に供給の責任が出てくるわけですが、大体今教科書は来年度のものがあるわけで印刷ができて上がって、現に各学校あたりに書店が出向きまして教科書を販売いたしておる、あるいは書店に子供が買ひに行つて、こういうような格好の中で処理されておりますし、あるいはいなかの方でありますと、前もって教科書の供給店の方に対して取り次ぎ販売所

ですか、そこに買ひにいこうというような形において、その年度以前の中での教科書の取り扱ひがなされておるわけですね。これを見ました場合において、当然その教科書が作られる年度といふものは、前の年度になるわけでありまして、三十七年度の教科書の代金を一四%値上げするということは、三十八年度に使う教科書も、その計算基礎の中には値上げの中に入らなければならぬはずである。そういたしますと、一四%値上げをしたのは、三十七年度中に作られたものであつて、三十七年度に使用される教科書が一四%の値上げになるわけでありまして、この法律案で参りますと、三十八年の四月から使うわけでありまして、その分は調査会でいろいろと検討はされるとは思ふのでありますが、当然その分だけ値引きといひますか、コストが下がらなければならぬわけですね。教科書会社の定価については文部大臣が許可するようになっております関係から、値下がりという傾向が出てくることはもうはつきりしているのではないかと思ふのであります。その分がどれくらいになるかという一応の見込みは立てられておられないかどうか、現在の教科書会社の業績は必ずしもいいとはいへないと思ふのであります。十萬冊以上印刷をしてゐるのは、承りますと大体八六%以上といひますか、九〇%以上はもう十萬冊以上の単位で現に印刷をされている、そういうような状態からいひまして、一三・七%という値上率になつておるようでありまして、もつと値上率を低目に押えることができるのではないかと思ふのですが、その十萬冊以上に第二段階として押えておいて

になりましてけれども、それを二十萬冊以上という場合には、一体どういふようなところに値上率がなつてくるのか、そういうようなところまで検討をされなかつたかどうかについて一応承つておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 御指摘の通り、三十七年度に使用される教科書は、三十六年度から手当をしたのができ上がつてゐるわけでありまして、また三十八年度の第一学年に入学する者を対象にして無償にしようというわけですが、その教科書は同様に三十七年度中に手当をされて、三十八年度の新学期を待つ、こういうことになることも当然のことでございます。調査会を設けて審議いたします対象としては、先ほどの御質疑にお答えしました通り、教科書会社のあり方そのもの、あるいは供給、配給の機構そのものにつきまして調査審議してもよろしく定めておいて、調査審議の結果を待つて立法措置をすべきものは、もし臨時国会でも開かれれば、可能な限りは臨時国会に付議いたしまして御審議願つて、その後初めて御質問のような要素が正式に現れてくる道理でございます。三十七年度の予算案に一応掲げております七億あまりの金額は、一割四分の値上げそのままでの金額として計算することもやむを得なかつた次第でございます。盛り込もうにも調査会待ちの前提に立つ限りは盛り込むことができない、もし実現したらどうもあつたかといふことはいへるにいたしましても、それは正しい態度ではない、こういう考え方で七億あまりの予算の中には一割四分値上げそのま

まが積算されている次第であります。なお足りないことがありとすれば、政府委員からお答え申し上げます。

○福田(憲)政府委員 ただいま御質問のありました点は、今計算をしておりませんが、もちろん今のやり方によりまして、これは教科書の発行に関する臨時措置法の施行規則の十八条にも明記してございまして、発行の指示をいたしました際には、教科書会社は製造工程に関する予定計画書とか、あるいは定価の算出書を提出しなければならぬということになっておりますので、あらかじめそういう見積もりを文部大臣に提出いたしまして承認を求め建前になってゐるわけでございます。従つて金利の負担が軽くなりまして、それが定価に響いて安くなるというところでありますれば、当然にこの算出書の中にそれが現れてくるわけでございます。これは毎年やり方として、この発行の指示をしたときに、そういうものを出すようになっております。毎年度の定価をそれによつてきめていく、こういう建前になってゐるわけでございますので、三十八年度の実際の定価は、今後の問題として十分検討して参りたいと考えております。

○村山委員 私が御尋ねをしたのは、教科書の値上げの分について、第二段階の中で十萬冊以上の発行が可能で、それがもう九〇%程度占めてゐるのだから、もっと値下げができるということ、これも算定をしてゐるわけでしょう。そこでそれを二十萬冊以上というところで押えた場合には大体何%になるかといふことを聞いたわけですが、それは計算もされなかつたかどうか、教科書課長もお見えになつてゐるよう

でありますので、お答え願つたらと考へるわけでありませう。

○福田(憲)政府委員 今計算したものは持つておりません。

○村山委員 これはこまかになつておそれ入りますが、現在営業費が、計算基礎のこれを見ればわかるわけですが、三十七年度用は三〇・三%、それから荷作り運送費、これは何%かはつきりわかつてゐないわけですが、製造原価の中に入れてあるのでしょうか。特約店の供給所の手数料、これは取次供給手数料と一緒に、販売手数料の一六%の中に入れてあるわけですか。

○福田(憲)政府委員 荷作り運送費に關しましては営業販売費の中の管理費の中に、約三〇%でございますが、そういう値上りを見込んでございませう。それから特約の手数料でございますが、これは従来通り四%、小売が一%、二%、こういうふうにしております。

○村山委員 そういたしますと、特約供給所の四%と、販売取次供給所の手数料一%、これは政府の直接払い、概算払いの制度で教科書会社に金が支払われていくとするならば、ただ金利の面だけでなくて、その面からも当然手数料は少なくて済む、こういうことになつてくるかと思ふのですが、それが、政府が一年生の分だけを今後において処理してゐた場合にどういふふうな計数になつていくと算定をされておりますか。

○荒木国務大臣 一年生だけについての計数は後ほど政府委員等からお答え申し上げると思ひますが、無償制度に移り変わるとしましても、当然に売りさばき供給機構がなくなる、ある

いは小売の手数が要らなくなつて、あわせて一割六分の手数料が要らなくなるといふ関係には当然に立たないといふ存じております。一年生だけに、もし中間機構ないしは小売機構等をなくするといふことにしますならば、その部分のあるパーセンテージが出てくる勘定である、御質問の趣旨はそういうことかと思ひますが、その配給機構がそれ自体も、調査会で検討してもらつた上でなければ結論が出ないといふ申し上げねばならない段階であるわけですが、教科書会社が末端までの供給を責任を持って受け持つといふ現在のやり方が続けられます場合に、中間的な配給機構のごやっかいにならないといふことになつた後は、そういう結論が出ましてそういう制度が立てられました後はこれは別ですが、ただいまのところは当然のこととしては、一六%の手数料がなくなるというふうには申し上げる段階ではなさそうに思ひます。

○村山委員 現在の時点においてはそういうようなことはいいわけでも、ちろん三十七年度中に取り扱う分が概算払いとして、三十八年一月ないし三月の間に概算払いがなされる。それに基づいて教科書会社が金を受け取りまして、どういふような供給方式になるかわかりませんが、教科書会社から直接学校に教科書の配給をするのか、それとも今までのような小売店を通じて、現在のようないくつかの販路機構をそのまま残してやるのかわかりませんが、それらは審議会でも検討されるだらうとは思ひますけれども、とにかく現在はその販売店が一人々の児童生徒の両親から金を受け取つて手渡しをする

るといふ形において、この小売店の手数料というものの利潤一三%というものがきめられてゐる。それが教科書会社に概算払いをしていくといふことになれば、当然各学校に直接教科書会社から供給をしていくといふ形が考えられていく可能性もあるわけですが、その場合には販売の機構といふものについて非常に大きな変化が出てくるわけであります。その方が経費も安上がりになるといふことになれば、教科書の定価がそれだけ下がるということになると、国の財政的な負担といふものは少なくて済む。そのかわり小売業者あるいは特約店といふようなところの販売利潤といふものが低下をし、あるいはゼロになるという状態が将来においては予想されるのではないか、こういうふうになつた場合においては、今までのそれらの供給のあり方といふものは、これから論議をするのだといふことはもちろん必要であります。この法律を提案する前にそれらの関係者の意見はどういうふうにお聞きになつたものか、それらの点について関係者の意見等も十分に聞いた上で今度の法律案を提案されたのであれば、そのいきさつを御説明願ひたい。

○福田(警)政府委員 配給機構につきましても、これは先ほど申し上げましたように、今後調査会において検討すべき問題でございますが、先ほどの教科書の定価に関連をいたしました。これは検討すべき問題があるものでございす。現在の配給機構でございすところの特約あるいは取次の業務の中で代金の回収等も相当な仕事になつていようでございすから、従つてもし代金の回収といふようなことが全くなく

なりました昨におきましては、そういう関係の経費をどれだけ見込むかといふことは慎重にやる必要がございす。その分だけ下がるというところは当然考えられるわけでございます。従つてそういう面について今後なお教科書の定価自体についても私どもは研究をいたしたいと思つておりますが、調査会で結論を出していただいて、これによつて処理をして参りたいと思つております。

ただ、その際にいろいろ供給機構の問題について関係者の意見を聞くかどうかといふことではございますが、これはできるだけ関係者の意見も聞いて参りたいと思つてゐるわけでございます。従来もそういう関係におきましては、調査会としては供給関係あるいは発行関係の方々の意見も徴してきていふと思ひます。

○村山委員 今伺つたところでは、これからそういうような関係者の意見を聞くのだといふことではございすね。それはそれとして、この制度が実施されることになりますると、供給面を一つとつてみても、非常に大きな変革が生まれるであらうといふことは予想できるわけではございす。そういうような点からやはり小売業者なり、あるいはそういうような特約店といふようなものが今日まで果たして参つたいろいろな役割といふものも考へていかなければならぬと同時に、当然国が教科書代を負担し、それを直接教科書会社に支払ふという形をとりますと、今のところでは予想されておりますのは、昭和三十八年の入学者である一年生だけが対象でありますけれども、その次から、大臣の理想であるところの全部

の児童生徒にということになりますと、教科書会社は非常に安定をした生産ができるだらうと思ふ。そのかわり、その教科書会社の発言力が強くなると同時に、供給機構の中で特約店なり小売店といふものは、今後その取り扱いのいかんによつては、自分たちの生活権に影響が出てくる、こういうようなことが予想されますので、そこらあたりは、やはりこういうような大きな構想を立てて出発をされる前に、こういうような考え方を持っているが、業界の方の意見はどうかといふようなことも一応調査をされておくのが、文部省としては親切なやり方ではないかと思ふのですが、それらの点については、今後手落ちにならないようにされるだらうといふことは、御期待を申し上げておきたい。

○村山委員 教科書の汚職の問題が出てゐるのは、広域に統一的な採択をやつと、たとえば市、郡、こういうような地区ごとにあるいは府県ごとによる。今までの教科書の歴史をずっと調べてみますと、教科書が国定化に移つたのは、府県の段階における大きな疑獄事件があつた、こういうようなのが契機になつて、教科書が国定化に移つて、日本が敗戦という状態まで持つていかれた一つの歴史がある。この歴史の上から、学校の自主的な採択といふものが戦後において生まれましたが、それがだんだんにまた父兄の声といふようなものが背景になつて、学校をかわつたときに不便だ、こういうようなことや、あるいは同じ地域社会の中において違つた教科書を使うといふのは、いろいろ教育上も教育の効果上も問題がある、こういうようなことで、プロックごとの比較的に広い地域におけるところの採択が行なわれて、そういうような採択の傾向の中から最近における

○福田(警)政府委員 採択の問題について、無償措置を実施いたします関連におきまして、いかにあるべきかといふことは、当然に問題になると考へております。従つて現在の採択のままでいいのだといふ結論が出れば、これは別でございすけれども、無償措置を実施します建前から申しますと、統一採択等についてある程度やはり改善をする必要があるのではないかと考へてゐる考へ方もございすので、それらについて十分検討してもらいたいと思つております。ただ、検定の問題については、これは別にこの無償措置とは関係はないと考へております。調査会で審議してもらふ事項には考へてございせん。

○村山委員 教科書の汚職の問題が出てゐるのは、広域に統一的な採択をやつと、たとえば市、郡、こういうような地区ごとにあるいは府県ごとによる。今までの教科書の歴史をずっと調べてみますと、教科書が国定化に移つたのは、府県の段階における大きな疑獄事件があつた、こういうようなのが契機になつて、教科書が国定化に移つて、日本が敗戦という状態まで持つていかれた一つの歴史がある。この歴史の上から、学校の自主的な採択といふものが戦後において生まれましたが、それがだんだんにまた父兄の声といふようなものが背景になつて、学校をかわつたときに不便だ、こういうようなことや、あるいは同じ地域社会の中において違つた教科書を使うといふのは、いろいろ教育上も教育の効果上も問題がある、こういうようなことで、プロックごとの比較的に広い地域におけるところの採択が行なわれて、そういうような採択の傾向の中から最近における

ところの汚職、いろいろな取贖事件というふうなものが生まれてきているのではないか、こういうふうには私は考えるわけです。東京のように二三区の場合は、各学校ごとに採択が行なわれている、そういうようなところにおいては、大きな資本をもっていたとしても、幾ら宣伝をいたすにしても、非常に数多くの学校に対して、学校長なりあるいはその採択に携わる教諭に対しては、金品をばらまくわけにはいかない、こういうような形で、東京のような場合には教科書の汚職というものがなくて、広域採択をやっているところに今日の汚職が発生しているやに私は聞くのでありますが、この採択にあたって、そういう採択の機構というふうなものを今まで文部省はいろいろと助言をし、指導をしておいでになったと思います。そういうふうないろいろな事件の発生から見ても、どういふようなものが望ましいと考え、今後において指導をしていかれようとするか、その採択の問題についても審議会にはかるといふようなことをおっしゃっておりますので、それらの問題についての対策をお尋ねいたしておきます。

○福田(憲)政府委員 採択の問題に關しましては、これは村山委員も御承知の通りに、大体におきまして統一採択という方向で処理されております。市町村の数にいたしますと大体八〇%以上が統一採択ということになっております。その実情はいろいろの事情によりまして違ふわけでございます。大体郡、市単位が多いようでございますが、いろいろ実情において違つているようでございます。従つて今後教科書を無償にいたしました際にはいろいろ

のことが考えられるわけでございますが、ただいま御指摘になりましたように、同一地域社会におきまして同じ教科書を使うということは非常に望ましいことでございます。また使用する側の児童生徒から申しますと、同じ教科書で教わつておいた方が、移動した場合に工合がいいというところは申すまでもないわけですが、これは余談になりますけれども、アメリカのオハイオ大学の教育学部の教授でリーダーという人がおりますが、この人の所説によりますと、統一採択というものは、そういう生徒の移動やあるいは同一地域社会における利便というのを考える場合のみならず、定価の低廉化を来たすということが一つの重要な要素になつて参る、従つて低廉な価格でいい教科書を作るといふことが一つの目的でございますので、アメリカあたりでも州単位にしたらどうかというふうな意見もこの教授は発表しております。そういう工合になりますと、直ちにそれを受け売りするわけではございませんが、やはりいい教科書を低廉な価格で作るといふことが目的でございますので、ある程度そういう統一採択についての問題も、実情をにらみながらこれをきめていくという方が、よりいいものができるのではないか、私はこのように考へるわけでございます。その辺が最も適當かというところは申し上げられませんが、これは十分検討して参りたいと考えております。ただ汚職の問題は、この採択といふことのみによつて起るというふうには私どもは考へないわけでございます。

○村山委員 最近出て参りました教科書にからむいろいろな事件を見てみますと、やはりそういうふうな統一採択の拡大をやつていようなところにあるやういふような問題が発生しているやうに私は受け取るわけですが、いろいろの話を聞きますと、三十億余りの宣伝費をかけたその宣伝をやることによつて、いろいろなつけ届けがその採択委員といふものです、教科書の選考委員といふものです、そういうふうな人たちに渡つた、こういうふうなことによつて、宣伝によるその競争が激化をして、採択ボスといふものが発生をして、その採択ボスの手によつて、だんだんに自主採択といふものが出てくる、こういう傾向といふものが出てくる、しかもそれが、現場の教師から学校長、今度は学校長からさらに都道府県の教育主事、指導主事、こういうふうなところまで今現に発展しつつある段階ではなからうか、こういうふうな考へるわけですが、そういうふうないわゆる統一採択という方向といふものと、教科書の質の問題といふものと考へ合わせてみた場合には、非常に問題があるのではないかと私は思ふのです。そういうふうな関係は、大阪や兵庫のあたりにおいて教科書問題が相当出ましたが、こういうふうなものはそういうふうな関係に基づいて生まれたものではないかといふことを私は聞いています。その点はそういうふうなものは関係ないといふ切れますか、どうですか。

○荒木国務大臣 教科書に限らず、一般的な問題でもありましようが、教科書汚職などというものの発生原因の九〇%は、私は教科書会社側及びスポイ

ルされた相手方、汚職を起した側の心がまゝにあると思ひます。どういふ採択方法をしましても、その心がまゝが直らないならば同じに起こり得るであらうという性質のものかと思ひわけですが、さりとて全然ほかの要素が関係なしとはむろん言い切れませんが、学校の採択すれば起こらない、今の教育委員会が採択する責任者であれば起こるというものでないといふことは、今申し上げたことで御理解をいただきたいと思ひわけでありま

す。小なりといへども、学校ごとに汚職なしとはいへない問題ですから、少なくとも教科書を採択する側に立つ者の綱紀の肅正を強く叫ぶことによつて大半は防ぎ得る。また教科書会社それ自体のあり方をもうちょっと公的性質を持たすようなことにすることによつても防ぎ得る。そういう性質の問題ではなからうかと思ひます。同時にまたいふ無條件的な自由競争、自由企業に放任されておることはいかかろうか。認可に絶対にかからせなければならぬと結論づけていられるわけが、認可制度にすることも一つの対策ではなからうか。いずれにせよ、さようなことも、お説のようなことも考へ合わせつつ、調査会で慎重に審議してもらつて、結論を出してもらひたいと思つております。

○村山委員 三十六年度の教科書採択に現われた現象といふものは、これは東京の場合と秋田県の場合は統一採択じゃないわけですが、統一採択が行なわれている地域において、町村単位からだんだん大きなブロック、市郡単位という方向に統一採択が移つておるわけですが、その移り方は、非常に急激に最近移つて参りました。そういうふうな形で完全なる統一採択の傾向といふものが都あるいは市を中心にして行なわれ始めてきているといふこの事実、それから都道府県のたとえば県の方で採択の種類を推薦といふんです、七種類以上推薦をしておるのは八府県で、それから五種類以上を県の方で推薦をしておるのは十二府県である。一種類のところは一つある。こういうふうな内容的な分類がなされておる資料があると思ふのでありますが、極端な例の場合には、たとえば県の方で採択の本数といひましては三本なら三本、これは宮崎県の小学校の国語の例でありますけれども、三本の本を推薦をする。しかしながらその中で第一位を占めている割合といふものは八五%、それから鹿児島の場合は五本、県としては採択本数が出されておるわけですが、その第一位を占めるものが七五%、こういうふうな数字になつて参つておるのが最近の特徴であります。ここに昭和三十六年度の教科書の採択に現われたところの特徴といふものがあるのではないかと。そういうふうな資料といふものをあなたの方で用意されていらっしゃるだらうと思ふのですが、その採択の状態から考へていつた場合に、非常に問題が出てくる可能性といふものが、私はこの前の新聞に出ました関西方面のあの事件は氷山の一角ではなからうか、こういうふうには考へざるを得ないのがあるわけですが、そういうふうな広域の地域にわたるところの統一採択をめぐつて今

後において好ましくない、教育上まことに憂慮すべき問題が発生するといふことが予想されるのではないか。そうなるに参りまして、場合によっては、これはやはり一体採択権といふものはどこにあるのかといふことが根本的にも一回論議されてこなければならぬと思ふのです。その問題について、いわゆる市町村の教育委員会に採択権がある、こういう解釈は、どういふようなところから法律に明記してあるのか。またこの広域採択について統一的な採択を今後においてもあなた方は進めていかれるのか。そういうような場合において汚職の問題が発生したら、それが原因であるといふことが明らかになつたとしても、なおそれでも統一的な採択といふものを支持し、そういうようなものは心がけの問題であつた問題だといふことで指導をしていかれるおつもりであるのか、その点を明白にしたいと思ふのです。

○福田(繁)政府委員 もろろんいろいろ不正な行為が行なわれることを防止しなければならぬと思ふます。それから特にそういう問題におきまして、教育委員会の職員とかあるいはまたそれに關係した教職員の、いろいろ誘惑に負けないような、保護するような措置を考えなければならぬと私も考えておりますが、根本はやはり何と申しましても会社がそういう過当競争をしなくてもいいような状態を作り出すといふことが私は根本ではないかといふように考えるわけでございます。従つて新しい教科書が出るような時期、あるいはいろいろな会社の中には、新しい教科書を検定を受けて出版する場合

に、どうしてもある程度の部数を確保しなければならぬといふような、そういう会社の営業上の必要からいろいろ宣伝等に行き過ぎのあるような事態が従来も見られたわけでございます。従つて、やはりそこいらいろいろ過当競争が行なわれぬ状態を今後作り出すといふことが一番先決問題であり、またそれによつて教育の關係者がそういう事件に巻き込まれないといふような要素になるかと思つております。そういうことにつきましては、今後私もできるだけ努力しなければならぬと考えております。

それから採択権の問題でございますが、これはこの前の当委員会におきまして御説明申し上げましたように、地方教育行政の組織及び運営に關する法律の第二十三条の第六号によつて教育委員会の職務権限として掲げられております事項に、「教科書その他の教材の取扱に關すること」という規定がございますので、それによつて私も採択権が教育委員会にあるといふように考えておるわけでございます。

○村山委員 この採択権の根拠は、これは取り扱ひについての事務なんです。これは地方教育行政の組織及び運営に關する法律だけでなく、教科書の発行に關する臨時措置法の中からもいまして、その市町村の教育委員会が需要数を都道府県の教育委員会に報告しなければならぬ、こういうようなことが書いてあるだけであつて、教科書の発行に關する臨時措置法の中では、その採択権はどこにあるのかといふことも明記してないわけなんです。大体、地方教育行政の組織及び運営に關する法律の中で取り扱ひに關するとこ

ろの事務は、なるほどこの教科書の発行に關する臨時措置法の内容と符合いたしておると思ふ。そういうような点から、現に行なわれている、たとえば東京の場合のように学校に採択権がある。これはイギリスの場合でも学校長に採択権があるわけですが、そういうような、学校の教育といふものをやっていくのに最もふさわしいといふのはどういふような教科書であるかといふことは、その教育を担当する教員並びにそれを指導し統一していくところの学校、その責任者である学校長、これがその責任を負つていくわけなんです。さればこそ、現在どういふような教科書を選択するかといふことについては、展示会といふものが開かれる。これが市町村の教育委員会に採択権があるとするならば、何も展示会をする必要はない。それは市町村の教育委員会の人、教育長が見に行けばよろしいのであつて、教科書展示会といふものが行なわれているのは、その教科書について研究をし、すべての先生が教科書の採択に対して参加をしていくんだ、その中からよい教科書を生み出していくんだといふことで、教科書展示会といふものもあるかと思ふ。そのうなりましますと、現在あなた方が指導しておられる取り扱ひの事務といふものは、これはこの教科書の発行に關する臨時措置法の中と符合していると思ふのですが、その採択権の問題ですね、これはもっと文部省の方としては行政指導の中で考え直されるつもりはないかといふことを再度お尋ねをいたします。

○荒木國務大臣 採択権がだれにあるかといふ具体的な表現はないようであ

ります。直接的には地方教育行政法の第二十三条に、教育委員会の権限として教育に關する事務を列記した中に教科書に關することがございますから、それが直接的なよりどころであることは先ほど教育委員から申し上げました。さらに教科書の発行に關する臨時措置法におきましても、教育委員会を対象としてすべての規定が整備されておると理解されます。同時に、教育委員会は地方分権の立場から、その行政区域内における教育に關して、教育内容それ自体についても責任の立場にあることは、申し上げるまでもなく御理解いただいておることと思ふのであります。ことに教科書をどれを選定するか、その区域内において何を選定するかといふことは、これは教育活動それ自体に關する、教育行政の末端における一つの具体的事項だと思ふのであります。従つて國民に對し住民に對して、どの教科書を選定したかという責任を負う立場は教育委員会にあるものとより、どれを選ぶかについて、学校長等の現場の教師の意向をくんだ意見が尊重されるであらうことは、これは当然のことといたしまして、採択をする権限、責任といふものは教育委員会にありと理解すべきものと私は思ふのであります。そうでないならば、一人一人の先生があるいは学校長さんについて責任を負ふといふことは適當ではない。純粹の意味の教育プロパグの課題ではございませんから。その前提としてもう少し申し上げたいと思ふますことは、毎度申し上げるやうに、教科書の内容そのものの基準が文部大臣の國民に對する責任において定まる。そ

れに基づいて検定といふことが行なわれ、その検定の責任も文部大臣の責任においてやる。そして小中学校における教科書は、検定を受けた教科書で文部省が著作権を持つておるものでなければ使つちやならないという制約も厳然としてある。その一定の、内容的には疑義がないはずだとする建前に立つて選定した教科書の中でどれを選ぶかといふことは、教壇に立つ先生でなければ選定できないといふほどの、教育そのものの内容をなすことではなからうとも理解されるわけでありまして、住民に責任を負います包括的な立場にある教育委員会が採択権を持つといふことは、關係の法令等を通覧いたしまして當然の結論ではなからうか。そういう見解に立つて今日まで行なわれ、かつ指導されてきたことは、私は正しいと思つております。

○村山委員 そういたしますと、大方の府県がそういうやうなことでやつてゐるから正しいといふ解釈であると、東京都のように二三区は各学校ごとに教科書が違ひます、秋田県の場合もそうである。そういうやうないわゆる教科書の採択権といふものは、これは一人々々の教師にあるんじゃないかと學校にある、学校長にある、こういうやうな見解のもとに進められておる行為といふものは違法といふことになつて参りますか。私は、地方教育行政の組織及び運営に關する法律の第二十三条の中からは、これはなるほどそういうやうなものを取り扱ひをするのは教育委員会であらうとも、その教科書の内容についていろいろと研究をし、そしてそれを選定して採択をしていく、こういうやうな業務といふものは、こ

の行政機関であるところの教育委員会が行なうべきものではなくて、その学校教育の主たる教材として教科書が使われているわけであり、その教材に対するところの選択権というものは、これは文部省の検定なりあるいは国定の文部省が著作権を持っている教科書以外を採択する場合等においては規程をする必要があろうかと思ふのでありますが、そういうような大臣も言われるように客観性があり、そして指導要領に基づいて検定をパスしたものが使われて参る。その範囲の中において研究をし、最もその地域の実情に合うた、しかも子供の能力に合ったものを選択をし、採択をしていくという業務は、これは教育的な業務だと私は解釈するのですが、教育プロパーの問題ではないという大臣の解釈はどこから生まれてくるのですか。

○荒木国務大臣 住民に対して、教育行政について包括的な一般的な立場で責任を持つのは教育委員会だと理解します。その教育行政の一部を委員会規則等によって学校長に委任することはございましょう。だから、委任して学校長に選択をさせるということが、それ自体違法だとも言い切れないとはむしろ思いますが、何らの規定を待たずして、学校長に選択の責任と権限ありという考え方は、地方教育行政の立て方からいまして、第二義的なものがない限り出てくるきらいは免れない。そういうものでございまして、その意味において、採択することに関連してその当否について住民に責任を負います立場は、第一主義的には教育委員会であり、従って教育委員会が採択する権限を持っておる、その権

限に基づいて学校長に委任したということ違法呼ばわりはしにくいであらう、こういう解釈であります。

○村山委員 なるほど、教育委員会が第一義的に地方住民に対して直接の責任を負っていることは事実であります。しかしながら、教科書というものは教育活動の中におけるところの要素である。その材料、教材というものを教科書という形の主に求めていくのであります。しかもそれは、大臣が客観性ありとして認めたところの検定の教科書であります。あるいは文部省が著作権を有するところの国定の教科書であります。そういうようなものが現に使用されているわけですね。それを採択をしていくのは、明らかに教育技術上の問題として、当然学校がこの教科書でよろしい、それに従って教育委員会がそれをまとめていくという事務をやります。私は法律というものはこういう形においてでき上がっていると思う。

もちろん、どの学校がどの教科書を使ったということは、市町村の教育委員会が県の教育委員会に報告をしなければならぬので、それに対する包括的な責任というものは地方住民に対して負わなければならないけれども、その許された範囲内におけるところの行動の自由権というものは、当然教育委員会が学校に許可すべき内容のものではないか。今日において教育委員会に教科書の採択権があるとするならば、教育委員会の権限として業務命令が出ない以上は、教師が教科書の展示会に参加をし、その中で教師が選定をし採択をしていくという業務に参加するということにはならないと思う。教師自身がよりよい教科書を育てていくた

めに、教科書展示会に行って教科書を研究し、あるいは教科書のセンターに行つて絶えず教科書はどういうふうになつていくのかというものを継続的に研究をするのは、自分たちがそういうような採択権についての自主的な参加権があり、そして学校がそれを採択していくのだということ、教育活動の一環としてなされている行為である。私はそこに教育効果が上がっていくのだと思う。それを教育委員会に採択権があるということにしていけば、教育委員会の委員長なり、あるいはその特定の関係のある学校長なり、あるいは特定の教科に対して市町村の教育委員会から任命された、あるいは委嘱された者が教科書の研究をやつて、ほかの者は教科書については与えられたものを技術的にやっていきさすればよろしい、こういう消極的な気持になつて、学校の教育効果というものが上がつてこない。そういうところに、いわゆる教科書ボスというものが生まれてくる、そのボスが教科書の汚職問題、疑獄問題を引き起こしていく、こういうような系列というものが考えられて参ると思うのであります。そういうものはやはり根本的に自分たちのものとして——しかもその選考をする範囲というものは無限大に拡大しているわけではないのだ、文部大臣が検定をし、客観性のあるものとして認めた中から選んでいくのですから、そういうやりとりというものは、第一義的には住民に責任を負わなければならないとしても、その範囲内において当然教育の自主的な向上をめざす意味において、学校に与えらるべき責任であり、権限ではないか。その点は、大臣は、教育活動を

伸張させていく上から、そういうような現にとられつづあるところの、教科書の発行に関する臨時措置法で規定をいたしております展示施設なり、センターなり、そういうものは、教科書の現在の運用の面から考えてどういふものが望ましいかということについては、もう一回考え直してもらわなければならないのではないかと思うのですが、大臣のお気持はどうでしょうか。

○荒木国務大臣 先ほど来申し上げておることに尽きるわけでございまして、先刻も申し上げた通り、今の村山さんのお説等も調査会ではあるいは出ることだと思ひますが、それらのものも議論もして、現行法通りでなければならぬとなつたらそれでよし、改善した方がよいということになつたら、その線に沿つて、それを基礎として私ら研究をいたしたいと申し上げておるゆゑであります。ただ、学校長も教育行政の末端機構の一部として行動する場合があり得ると思ひますが、そういう場合に、法律が第一義的に期待します場合のものは、特に具体的に学校長の権限なり責任を規定するのが一般の教育関係法規の通例であらうかと私は思うのであります。かりにそうでないとしたとしても、先刻来申し上げますように、文部大臣が客観性ありとして検定した教科書であるがゆゑに、教育プロパーの立場に立つて、いおわば教壇に立っている先生がその立場において選定しなければならぬのは、どの教育活動それ自体ではない。教育委員会は教育長の補佐を受け、ないしは学校長等の意見を聞きながら選定する性質のものかと思ひます。従つて、教育委員会を対象に教科書臨時措置法

等を規定しておる趣旨はそこにあるかと私は思うのであります。ことに、また先刻政府委員が指摘いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の二十三條の列記事項の中に、教科書のことを書いておられます。教科書の採択等も含めた教科書に関する事務をつかさどる立場を明確にしておる、かように理解いたします。ですから、もし教科書に関するものが学校長の職務権限の中に明記されていなければ第一義的にはなるまい、そう解釈するのが一般的な、妥当な解釈ではなからうかと思つております。

○村山委員 採択の問題も当然審議会の中で議論するということがいわれておりますので、その中でどういふような意見が出るかわかりませんが、その問題は、そういうようなことで論議に待ちたいと思つております。

私は、先ほど三十六年度の教科書の採択の状況について御質問を申し上げましたが、その採択の状況が非常に統一的な採択の方法から生まれてきたものとしては、教科書会社が三十五年度においては九十五社、現在においては八十六社というふうになっておるわけでありまして、その中で、大手四社といひますが、もう今日においては双葉が教育図書に合併になりましたので、大手三社といひますが、東京書籍、学校図書、教育出版、これが日本の教科書の半数以上、大体一億五千万を占めておる、こういうようなことを聞くのであります。現在におけるところの企業の独占の集中化といひますか、こういうようなものが将来においてどういふふうな発展をしていくかというところは、これは教科書の価格の問

題と同時に、実質的にその販売政策というようなものをめぐって非常に大きな問題があると思はるわけですが、実はこの問題も私の郷里の方から教科書会社を見てもいいというところから、教科書会社の案内に私も一緒に行ってきただけですが、行ってみますと——そこは全然私のところには一冊も採択されていない教科書会社を見に行ったわけですが、そこに行っているという教科書会社の事情等も聞きまして、その会社の名前は申し上げるのをはばかれますが、教科書についていろいろの特徴のあるところの教科書が出されておるようでありまして、ところが私たちのところにおいては、その大手三社の中に入るところが各地に駐在員等を置きまして、元学校長であるとか元視学であるとかそういうような教育界の旗頭であった人たちが、今日教科書会社の販売員というふうな名前前で活動をしている、こういうような形の中において、過去において一回は教科書疑獄問題が、私の県においてもありました。そういうような状態というものから見た場合に、いわゆる独占の集中化というものが、はたして教科書の場合においては望ましいかどうか、こういうようなことを考えて参りますと、私は清い教科書というものが生まれていくためには、なるほど企業が集中化して参りますと、それだけ値段が安く参りますと、しかしながら三千万億と言われるような宣伝費が使われるようになれば、そのために過当競争に陥って、値下がりはいらないで、そういうようなものによけいに金が食われるということ、教科書の値段が、コストが落ちないというふうなこ

とも予想されると思います。そういうような点から考えていった場合に、一体日本の今日の採択の状態というものはどういふような現状になっているのか、これを資料としてわれわれにも御提示願ひまして、そしてその上に立つて文部省が今いろいろと指導をしている統一採択の方向というものが正しいかどうかというのを、正しいとするならばその正しい理由というものを、その客観的な資料に基づいて、傾向の上から御説明を願ひたいと思います。そういうような資料を御提供いただけると、資料提供のお願いであります。○櫻内委員長 資料につきましては私からも要請をしておきます。○福田(繁)政府委員 けさほど小林委員でございましたかの御質問のときに申し上げたのでございますが、私どもとしては個々の会社の営業の秘密に属するようない資料でない限りはできる限り御要望の趣旨に沿って調製したいと思ひます。

○村山委員 この教科書会社は、ただ教科書会社だけで過当競争をしているのじゃない、それにつながるところの印刷資本というものが、これの継続関係というものが非常に強まってきているのじゃないか。というのは教科書だけではどうもうまくいかぬ、利潤も少ないし、まあ間違ひはないけれども、商品にならなければ値打ちがない、売れ残りが出たらもう何にもならないというものが教科書ですから、教科書だけで独立していく会社というものはなかなかやっていくにいく。そこでそれぞれの親元の出版会社というものにたよっていかねばならぬ、こういう

ようなことで、たとえば教育出版の場合には大日本印刷と関係がある、東京書籍の場合には凸版印刷と関係がある、図書印刷の場合には学校図書と関係がある、あるいは共同印刷の場合には日本書籍と関係がある、こういうような形において現に教科書会社というものが出版資本に隷属を始めてきているのじゃないか、また隷属下にあるのではないか、そういうようなことからいへば、出版会社がその背景になって過当競争というものが行なわれているという状態にあるとするならば、これは大きな問題が今後においても起こり、さらにまたこれが独占化し資本の集中が行なわれていくとするならば、毎年教科書会社は減っているわけですが、これは八十六社あることが私は望ましいとは思ひませんが、もともと数が少なくてもいい会社が残るならばいいとは思ひますが、それがだんだんに二、三の大きな会社だけがその集中度を強めて、ほかの会社が追いつききれないような状態まで追い詰められて参りましたら、それこそ大きな問題が出てくるのではないかと、こういうことを危惧するわけです。そういうような点から小林委員が質問をいたしておりました、新しくこれから教科書を作る場合においては云々ということである場合には、新しい重要な問題があるのではないかと、こういうことから私は今話が出ましたように印刷会社と教科書会社の関係の資料が参りましたら、それもお出し願ひたいと思ひます。

次に検定の問題についてでございます。今審議会にかける内容としては採択の問題、発行の問題、供給の問題をいろいろ検討をするということになっております。ところが検定の問題についてはこれはどういふふうにするのかということ、まだ説明がなされていないわけですが、私どもは教科書法案を作りまして、山中委員が提案をしておられるわけでありまして、それについてはまた後ほど質問をされる方もあるだろうと思ひますけれども、教科書法案の中に打ち出してあります教科書委員会というものが、これはいくのだという仕組みを考えておられるわけでありまして、現在学校教育法の二十一条、四十条、五十一条によつていふわけが検定をする、こういうことになつていふようであります。なお教科書の発行に関する臨時措置法の第二条におきましても、教科書は検定を経たものと、あるいは文部大臣が著作権を有するものといふもの、検定と国定との二本建になつております。先ほどから小林委員の質問に對しまして大臣は国定化はやらないのだ、こういうこともおっしゃつておられるわけですが、現在の教科書の供給、検定の制度というものは、いわゆる文部大臣の検定を経たもの、それから文部省において著作権を持つといふもの、二本建というものが、私は現在の教科書の建前ではなからうかと思ひます。それで国定にしないのだということは、これは現在の検定教科書というものをやめて、国定教科書という形の形にしないのだというふうな言われているのだから、思うのであります。この国定といふものは昭和二十五年以降においては発行部数が非常に少なくて、民間

企業の採算に合わない特定の教科書について文部省が発行するんだ、こういうような意味で文部大臣の著作権を有するものが教科書の中に残っていると思ひます。そういうような意味から今日の段階において、いわゆる企業の採算に合わない教科書というものが現在にあるかどうか、この点をまずお尋ねをいたしたいと思ひます。○福田(繁)政府委員 高等学校の教科書におきまして、特殊なものについては国定の教科書が現在発行されております。○村山委員 どういうものが扱われておられますか。○荒木国務大臣 説明員からお答えさせていただきます。○諸沢説明員 高等学校の教科書につきましては、使用対象学校及び生徒が少のうございますので、またその教科書自体の発行部数が非常に少ないわけでございます。今手元に発行部数の正確な数字は持っておりませんが、教科の科目としては、たとえば水産の課程における海事法規とか、あるいは水産法規とか、あるいは水産製造法規とか、こういったようなごく特殊なものであります。これらは発行部数にいたしますと五百冊に満たないというものもあるような次第でございます。○村山委員 そういたしますと文部大臣が著作権を持っています、そういうような意味におけるいわゆる国定の教科書という意味であります。現在は採算が合わない、そういうような水産学科の教科書五百冊くらいのもので、文部省が著作権を持っていて教科書としてそれを発行し学校の教育の用に供して

いる、こういうようなことであるとす
るならば、小学校、中学校についても
そういう文部大臣が著作権を有するも
のを使っている例がありますか。

○福田(警)政府委員 私記憶では特
殊教育の学校の小中学部については若
干あったように記憶いたしております
。これはやはり特殊な教科書でござ
いますので、そういうものは、やはり
発行部数の関係上文部省でこれを作ら
ざるを得ないということでありませう。

○村山委員 教科書の検定の仕組みと
いうものは現在のようないし組みで今後
もいかれるつもりでありますか、とい
いますのは、最近の事情はどういうよ
うになっているかわかりませんが、文
部省の初・中・高の教科書課に約四十名の
教科書調査官がおり、その下に全国
各地に教師あるいは専門学者約六百
名、それが教科書の調査員としてい
る教科書について研究をし、調査の
意見書あるいは評定書を提出をし、そ
れを四十名の教科書の調査官がチェッ
クして、そして調査意見書、評定書
を調査官がまとめて教科用図書検定調
査審議会、これは約八十名だと聞いて
おりますが、それにかけて検定可否の
答申をして文部大臣が決裁をする、こ
ういうような仕組みになっていると思
うのであります。この現在の機構とい
いますか、あるいは人員というものは
どういうようなふうに変わっている
のですか、この通りのものが現在やら
れているわけですか。

○福田(警)政府委員 ただいま御指摘
になりました通りに、文部省に約四十
人の教科書調査官がおりまして、その
ほかには非常勤の調査委員を約六百名委
嘱をいたしております。そういう人た

ちの調査に基づきまして文部大臣のも
とにありますが、教科用図書検定調査審議
会に諮問をいたしまして、それで決定
するということのような仕組みになってお
ります。

○村山委員 そういたしますと、今教
科書会社の方から一つの原稿を持って
文部省の教科書課に参りまして、教科
書調査官の検閲をいたしますか、検査を
受けるわけですが、その前にはA条件
B条件というものは今日においても変
わりはありませんか。いわゆる理由の
いかんを問わず修正をしなければなら
ないのがA条件。B条件というのは正
当な理由があるときは修正の必要がな
いもの、こういうようなものを口頭で
指示をされておりますか、それとも文書
でその教科書会社に指示をされてお
るのですか。前A、B、C、Dという条
項があつて、F項によつて、F項パー
ジとか何とかいうことで、口頭で指
示して疵が残らない形の中で好まし
くない著作が排除されていく、そう
いうような過去におけるところの教科
書の内容の問題についての論議がなさ
れておりましたが、今日においては、そ
ういうようなものがどういふふうな改
正をなされているかという点について
、今日そのような仕組みが変わつて
きているか、それを御説明願ひたい。

○福田(警)政府委員 御指摘の点は、
教科書の検定基準のことに関係してい
る問題だと思ひますが、御承知と思ひま
すが、現行の教科書検定基準は、三十
三年に文部省告示八十六号をもって告
示いたしております。それによります
と、絶対条件と必要条件というように
分かれておりました。絶対条件としま
しては、教育の目的と一致しているか

どうか、あるいは教科の目標との一致
がどうであるか、あるいはまた立場が
公正であるかどうかという点、その
の三点について、これは絶対的な条件
として掲げておるわけでありませう。必
要条件としては、それだけの取り扱い
内容、あるいは正確性、あるいはまた
内容の選択がどうか、それから内容の
程度が児童生徒の発達段階に適應して
おるかどうかという点、あるいは
はまた教科書あるいは教材の組織、配
列等が適當であるかどうか、あるいは
また使用上の便宜、それから造本とか
創意工夫というふうなことも含めまし
て必要条件として掲げておるわけでござ
います。それらのそれぞれの基準に
よりまして教科書の検定を調査員なり
調査官が行なう、こういうことでござ
います。

○村山委員 調査官は必ずからの調査
意見と調査員の調査意見とを整理調整
をして審議会の資料を作成するのが任
務であつて、検定審査の決定には関与
してないというふうな承つておるの
ですが、今の局長の答弁を聞いており
ますと、その検定に直接参与して
います。その点はどういふふうになつて
いますか。変わつていますか。

○福田(警)政府委員 調査官は調査す
るのが任務でございますので、従つ
て、審議会に提出する資料を提供する
という立場でございます。

○村山委員 そういたしますと、この
検定基準というものは最近に改訂をさ
れましたか。改訂をされないまま、
前の通りでやつておいでになるのか。
もしそれであるならば、どういふよう
な検定基準の内容になつておるのかとい

うことを資料としてお出しを願ひたい
と思ひますが、差しつかえないです
か。

○福田(警)政府委員 これは、ただい
ま申し上げました昭和三十三年の告示
第八十六号によるものでございますの
で、これは後ほど差し上げたいと思ひ
ます。

○村山委員 この検定についても、最
近はあまり問題は大きく出ていないよ
うであります。教科書のあり方とい
う点から見ても、また憲法上の規
定の上から見ても、私は若干疑義を感
じている点がありますので、いわゆる
検定制度についても、審議会の中でい
ろいろと検討を願ひたい。せつかく
作られる審議会であるとするならば、
そういうような問題もありませんので御
検討願ひたいという希望を持つてい
るわけですが、それらをさらに深めて参
るために今資料の要求をいたしました
ので、その資料が後日出されるだらう
と思ひますから、それに基づいて質問
をいたすことにいたしまして、きょう
はこれで保留させていただきます。
○櫻内委員長 次会は来たる十九日月
曜日開会することとし、本日はこれに
て散会いたします。

午後四時四十四分散会

文教委員会議録第十号中正誤

ベシ段行 誤 正

九三二六 モーロア マルロー

一六一四 モーロア マルロー

文教委員会議録第十一号中正誤

ベシ段行 誤 正

六五三 戸籍 古跡

昭和三十七年三月二十三日印刷

昭和三十七年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局